

第一百七十一回

参議院財政金融委員会会議録第十一号

平成二十一年三月二十六日(木曜日)

午後・時開会

出席者は左のとおり。

内閣官房副長官 内閣官房副長官 鴻池 祥肇君	防衛大臣官房衛 生監 局次長 防衛省防衛政策 松本隆太郎君	外山 千也君
副大臣 財務副大臣 平田 耕一君	事務局側 政府参考人 内閣官房内閣審 議官 内閣府大臣官房 審議官 金融庁総務企画 局長 外務大臣官房審 議官 財務大臣官房審 議官 財務大臣官房審 議官 内藤 梅溪 原 勝則君	参考人 日本銀行總裁 白川 方明君 日本銀行理事 中曾 宏君
委員 員名 尾立 源幸君 大久保 勉君 大塚 耕平君 小泉 昭男君 椎名 一保君	委員 員名 池口 修次君 川上 義博君 喜納 昌吉君 富岡 由紀夫君 藤末 健三君 牧山 ひろえ君 水戸 将史君 峰崎 直樹君 山下 八洲夫君 尾辻 秀久君 末松 信介君 鶴保 庸介君 中山 恭子君 林 芳正君 藤井 まさこ君 荒木 清寛君 白浜 一良君 大門 実紀史君 國務大臣 内閣総理大臣 財務大臣 (内閣府特命大臣) (金融)	委員 員名 内閣官房内閣審 議官 内閣府大臣官房 審議官 金融庁総務企画 局長 外務大臣官房審 議官 財務大臣官房審 議官 財務大臣官房審 議官 内藤 佐藤 廣木 重之君 山崎 櫻一君 門間 大吉君 宮内 豊君 木下 康司君 加藤 治彦君 佐々木 豊成君 岡本 佳郎君 荒井 英夫君 森山 寛君 原田 針原 寿朗君 保夫君
<p>○委員長(円より子君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。</p> <p>○政府参考人の出席要求に関する件</p> <p>○参考人の出席要求に関する件</p> <p>○財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)</p> <p>○所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)</p> <p>○関税率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)</p> <p>○委員長(円より子君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。</p> <p>政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。</p> <p>財政運営に必要な財源の確保を図るために公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣官房内閣審議官原勝則君外十九名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○委員長(円より子君) 御異議ないと認め、さよ</p>		

この資料は、我が党の求めに応じて各省庁がそれぞれの租税特別措置の内容、概要等を記載をしてきたものでございます。これに基づいて我々はいろいろ精査をさせていただいたわけなんですが、一枚目にお配りさせていただいているのが、農林水産省の農村振興局中山間地域振興課というところが持っております租税特別措置の概要でござります。

ここでまず見ていただきたいのが、この租税特別措置というのが、多くが特別法に基づいて、そのセットとしてつぐられているという事実が多うございます。例えば、これが山村振興法という特法なんですが、多くの場合、補助金、そして融資、そして租税特別措置という、こういう三点セットがワンパッケージになつてゐるのかと思ひます。だから、お役所として見れば、やはり何かつくつておかなければいけないんじゃないかと、こういう発想になるのではないかなど私なんかは疑つております。

例えば、この税目、法人税で、特別の償却を認めるというもののなんですが、減収見込額というのが右の方に書いてあると思いますが、八百七十万円なんですね、これ、一年間で、次のページ見ていただけますか。これまでの租税特別措置の適用実績と関連する事項ということで、この中段より下のところ見ていただきますと、十七年、十八年、十九年というふうに書いてありますが、七年は適用法人数ゼロ、まあ当然この特別措置もゼロなわけです。十八年も同じです。十九年にやつと二件出でました。その減収額が六十万円と、こんなものなんですね。これをわざわざ通すために、お役所の方は一生懸命、また主税局ともやり取りしながら、知恵を絞りながらこういう作文をされるわけです。

もう一枚御披露させていただきますと、次のページは同じくこれも農水省でございますが、今度は総合食料局食品産業企画課という、私、これ前、予算委員会でも申し上げたんですが、各局各課に一つずつあるような租税特別措置なんですね。

これは中小企業地域資源活用促進法という、これに関連する租特なんですが、これの減収見込額がございます。

後ろのページ、同じく見ていただきますと、これまでの租特の適用実績ということで、これまた昨年は、平成十九年度から始まつておりますが、ゼロ件ということなんですね。実は、この法律自体の申請は三百二十八件あつて、百八十四件が農水関係なんですが、租特に関してはゼロだった。

こういうようなことがいっぱいあるんです。

この辺、大臣は恐らく、先ほど申し上げました、もうトップの方でございますから、こういうのを一々御覧になつていらしやらないと思いますし、また自民、与党の方では部会にこれ投げられてはいると思うんですね、この精査の過程を。

会というところは、まあないよりあつた方がいいだろうと、こういう発想になるんじゃないかと思うわけでございますが、これを御覧になつて、実態なんですね、これが、三百あります。今日はたまたま二つ持つてきましたが、まあ概して、御感想をちょっとと聞かせていただきたいと思います。

それで、次に行かせていただきます。

与謝野大臣は二十一年度補正予算是毛頭考えていないとおつしやつておるんですけども、報道では編成する意向だというふうに伝えられております。それを前提というわけではないんですが、

一般論で結構なんですが、総選挙があつて、それで、ごめんなさい、まず補正予算が成立を、現

与党の手で、で、総選挙があつて、政治状況が変わつて、政権交代が仮に起こつたとした場合、次

の新たな政権がその直前に成立した補正予算を執行しないということは、法的に可能なんですか。

○国務大臣(与謝野馨君) ごくごく一般論としてお答えします。

予算というのは内閣に国費の支出権限を与えるものであつて、個々の予算項目、金額について必ずしも法律上の支出義務を課するものではないと思つておりますが、新しい内閣が予算の内容を大きく変更する場合には、当然のことながら、補正

予算を編成して、国会の議決を求めるという手続が必要になります。

○尾立源幸君 そうすると、一度決まつた予算執行権といいますか、権があつて、それを必ずしも全部使わなきやいけないというわけじゃないといふことです。例えば、一〇〇%のうち三〇%の

いふ常に、これは特別の措置であつて、ある一定の政策目的を持つているんだということを前提につくつてゐるわけですから、その政策目的が既になくなつてたり、あるいはその政策目的が既に成就してしたりという場合は、政策であつても勇

氣を持って廃止に踏み切らなければならぬこと

思つております。

○尾立源幸君 おつしやるとおりでございます。おつしやるとおりなんですが、実態はなかなかぞうなつてないといふことで、我々は、これはやっぱり租税特別措置というのは一回透明化して、しつかり政治の目で見直さなきやいけないんやないかということで、租税特別措置法というのを議員立法で出させていただきしております。

それで、透明化法を出させていただいております。是非、御賛同いただきたいと思っております。

それで、次に行かせていただきます。

与謝野大臣は毛頭考えていないとおつしやつておるんですけども、報道では編成する意向だというふうに伝えられております。それを前提というわけではないんですが、

一般論で結構なんですが、総選挙があつて、それで、ごめんなさい、まず補正予算が成立を、現

与党の手で、で、総選挙があつて、政治状況が変わつて、政権交代が仮に起こつたとした場合、次

の新たな政権がその直前に成立した補正予算を執行しないということは、法的に可能なんですか。

○国務大臣(与謝野馨君) ごくごく一般論としてお答えします。

予算というのは内閣に国費の支出権限を与えるものであつて、個々の予算項目、金額について必ずしも法律上の支出義務を課するものではないと思つておりますが、新しい内閣が予算の内容を大きく変更する場合には、当然のことながら、補正

予算を編成して、国会の議決を求めるという手続が必要になります。

○尾立源幸君 そうすると、一度決まつた予算執行権といいますか、権があつて、それを必ずしも全部使わなきやいけないというわけじゃないといふことです。例えば、一〇〇%のうち三〇%の

いふ常に、これは特別の措置であつて、ある一定の政策目的を持つているんだということを前提につくつてゐるわけですから、その政策目的が既になくなつてたり、あるいはその政策目的が既に成就してたりという場合は、政策であつても勇

氣を持って廃止に踏み切らなければならぬこと

いふことですか。

○国務大臣(与謝野馨君) 一度議決したものを持たひつくり返すわけですから、ひつくり返すためには新たな議決が必要だというのは当然のことございますけれども、一方では政治的にそういうことが許されるのかと。予算が成立した途端に国民は一定の期待感を持つわけでございまして、そういう期待感に反することをやるというのは、やはり政治が決断をして政治が責任を負わなければならぬことだと思っております。

○尾立源幸君 分かりました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

国税庁、まあ財務省自身も予算の要求をされておるわけでございますが、今回は国税職員の増員の件についてちよつとピンポイントでお聞きしたいと思います。

御承知のとおり、経済取引が国際化、IT化、海外取引も多くなつておりますし、インターネット取引、またFX取引など、本当に目まぐるしく進んでおると思うんですけども、税務行政の職務が複雑になつてきた中、こういう状況変化に的確に対応するため、国税職員の定員確保など機構の更なる充実というのが私は必要だと思つておりますが、平成二十一年度予算、今予算においてはどの程度増員がされたのか、また国税庁からは当初のぐらいの要求があつたのか、それと結果としてどうなつたのかということ、それをお聞きしたいと思います。財務省。

御承知のとおり、経済取引が国際化、IT化、海外取引も多くなつておりますし、インターネット取引、またFX取引など、本当に目まぐるしく進んでおると思うんですけども、税務行政の職務が複雑になつてきた中、こういう状況変化に的確に対応するため、国税職員の定員確保など機構の更なる充実というのが私は必要だと思つておりますが、平成二十一年度予算、今予算においてはどの程度増員がされたのか、また国税庁からは当初のぐらいの要求があつたのか、それと結果としてどうなつたのかということ、それをお聞きしたいと思います。財務省。

○政府参考人(木下康司君) お答えをさせていただきます。

平成二十一年度予算要求におきましては、国税

府から千四十九人増員要求がございまして、二十二年度予算では千三十九人の増員措置をしております。一方、定員合理化計画等に基づき千十五人の削減をしております結果、差引き二十四人の純

増というふうになつております。

○尾立源幸君 先日も大久保議員からもあつたと

思うんですけども、やっぱりしつかり徴税をするということ、これは国家のかなめだと思ってお

ります。

そういう意味で、大臣にお聞きしたいんです
が、今本当に国際化、そして複雑化しておる中
で、今後、国税職員の確保、定員の確保といふこ
とに関する、そういう徵稅機能の充実という意味
でどのようにお考えか、御意見を、御見解をお聞
かせください。

○國務大臣(与謝野馨君) 国税庁のみならず、い
ろいろな役所が定員純減ということに悩んでおり
ます。

中でも国税庁は、稅務行政が大変繁忙極まりな
いものでござりますから、なるべく多くの方、人
員を確保したいわけですが、なかなか国全体の定
員の中で十分は確保できておりませんけれども、
国税庁は定員が確保された中で国税徵収といふこ
とに全力を挙げなければならぬと思っております。

○尾立源幸君 国税庁の職員の方が作つていらっ
しゃるデータを基にお話ししますと、ここ十年弱
の間に法人の申告件数だけでも、「一割くらい伸
び、また所得税の申告も三割ぐらい伸びている、
しかしながら徵稅コストというのは一定です。
こういうところで大変な負荷も掛かつておるん
じやないかと思います。

そこで、是非、充実に関しては大臣自ら重要項
目として考えていただきたいと、まずお願ひをし
ておきたいと思います。

そこで、もう一点これに付随して、財務省は自
らの外局の予算要求に対してはどのような査定を
するのか、そのプロセスをちょっとお聞きをした
いと思います。自分のところの予算を自分で査定
するということなんでしょうけれども、どういう
プロセスなのか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(木下康司君) 実務的なことなの
で、私から。

財務省の場合は、各局あるいは外局の定員に
ついての要求を大臣官房の方で取りまとめまし
て、主計局の担当係、財務省予算を査定する担当
係の方に要求をしております。

したがいまして、一つの省庁であるところの財

務省と国庫大臣の下にある主計局の担当部局が通
常の役所の査定作業と同じようなプロセスで査定
作業を進めるということをやつております。

○尾立源幸君 主計官が当然いらっしゃるんで
しょうけれども、要是身内ですかね。身内が身内
を査定するんですけれども、その辺はどんなやり
取りが、普通と同じようにやり取りがされるんで
すか。それとも特別な方がその主計官になられる
んですか。

○政府参考人(木下康司君) 通常の予算、他省庁
の予算要求、予算査定と全く同様にやつております。
○尾立源幸君 その方はほかに担当をお持ちなん
ですか、主計官は。

○政府参考人(木下康司君) 現在、財務省以外に
も内閣府などの予算を同じようにその主計官は担
当をしております。

○尾立源幸君 分かりました。また一回立ち会わ
せていただきたいものでござりますけれども、定
員増については分かりました。

そこで、税と社会保障の一體徵収を検討課題と
して最終決定を入れるのか、それとも除外するの
か、最終報告に盛り込まれた場合には今後どのよ

うに扱われるのか、財務省、厚生労働省で協議す
ることになるのか、その辺り、方向性をお聞きし
たいと思います。

○國務大臣(与謝野馨君) 先生が今言及されたよ
うな議論が行われたと承知をしております。現
在、この懇談会では、最終報告の取りまとめに向
けて議論が進められている最中と伺つております。
す。その中の検討課題とされた事項についてお
は、政府として検討を行うものとなると考えてお
ります。

なお、国税と保険料の徵収業務について申し上
げれば、その対象範囲も手法も全く異なつてお
まして、これらを統合しても徵収の効率化や収納
率の向上にはつながらないと考えております。

○尾立源幸君 厚生労働省、お願いします。

○政府参考人(森山寛君) お答え申し上げます。

この厚生労働行政の在り方にに関する懇談会にお
きましては昨年八月以来御検討いただいておりま
すけれども、まさに今先生御指摘の点につきまし
ては、三月十八日の懇談会における取りまとめの
たたき台において、今後の検討課題として記載を
されました。それにつきましては、これも先生御
案内のとおり、各委員から様々な意見が出たとこ
ろでございます。

現在、この懇談会におきましては、ただいま大
臣の方から御答弁ございましたように、今月末の
ことをおつしやつております。社会保

てはいますが、会合を開きまして、最終報告案をま
とめられております。三十日に最終決定すること
だと聞いておりますが、その中で非常に画期的な
ことをおつしやつております。社会保

てはありますが、会合を開きまして、最終報告案をま
とめられております。三十日に最終決定すること
だと聞いておりますが、その中で非常に画期的な
ことをおつしやつております。社会保

てはありますが、会合を開きまして、最終報告案をま
とめられております。三十日に最終決定すること
だと聞いておりますが、その中で非常に画期的な
ことをおつしやつております。社会保

てはありますが、会合を開きまして、最終報告案をま
とめられております。三十日に最終決定すること
だと聞いておりますが、その中で非常に画期的な
ことをおつしやつております。社会保

てはありますが、会合を開きまして、最終報告案をま
とめられております。三十日に最終決定すること
だと聞いておりますが、その中で非常に画期的な
ことをおつしやつております。社会保

ございます。

それでは、確定申告について話を進めたいと思
います。

今年も終わつたわけでございますが、私も初日
に行つてまいりました。そこで、幾つか問題点を

現場で感じましたので、幾つか質問をさせてもら
います。

まず、高齢者の方の確定申告についてでござい
ます。

特に年金だけをおもいの方、こういう方が
いることなどございます。

三枚目、これは平成十九年分の所得税の確定申告
の還付申告の状況なんですが、これで二千三百萬
人の方ですか、約二千三百六十一万六千人の方が
申告をされて、そのうち千二百六十九万二千人が
還付申告だったということでございます。さら
に、その内訳を見ますと、公的年金だけの方で三
百二十四万人、二十五・五%もいらつしゃつてある
といふことなんですね。

御承知のとおり寒い時期で、高齢者の方わざわ
ざ税務署まで来てということなんですねけれども、
できるだけこの部分を確定申告しなくてもほと
んどの方が大丈夫なように何とかしていただけな
いから、こう思うわけなんですねけれども、例え
ば、この年金の部分だけ分離課税にするとか、民
間企業でやつてあるように年末調整を社会保険庁
でやつてもらうとか、これするとまた間違ひ起こ
るかもしれませんけれども、そんな方法を考え付
くわけですから、当局、どういう御見解をお
持ちでしようか。

これは、当初の想定されたものよりもどんどん高
齢化が進んで、この年金の申告が増えてくると思
うんですね。ですので、これこそ時代また社会の
変化に合わせてえていかなきやいけない法律、
規則だと思うんですけれども、御見解をお聞きし
たいと思います。

○政府参考人(加藤治彦君) お答え申し上げま
す。

ご存知をしていないところでございます。

そこで、確定申告について話を進めたいと思
います。

これは、当初の想定されたものよりもどんどん高
齢化が進んで、この年金の申告が増えてくると思
うんですね。ですので、これこそ時代また社会の
変化に合わせてえていかなきやいけない法律、
規則だと思うんですけれども、御見解をお聞きし
たいと思います。

よく分かりました。やっぱり政権替えて我々がや
らなきやいけないのかなと改めて思つたところで
で、私から。

財務省の場合は、各局あるいは外局の定員に
ついての要求を大臣官房の方で取りまとめまし
て、主計局の担当係、財務省予算を査定する担当
係の方に要求をしております。

これが、当初の想定されたものよりもどんどん高
齢化が進んで、この年金の申告が増えてくると思
うんですね。ですので、これこそ時代また社会の
変化に合わせてえていかなきやいけない法律、
規則だと思うんですけれども、御見解をお聞きし
たいと思います。

○政府参考人(加藤治彦君) お答え申し上げま
す。

ご存知をしていないところでございます。

それで、確定申告について話を進めたいと思
います。

今年も終わつたわけでございますが、私も初日
に行つてまいりました。そこで、幾つか問題点を

現場で感じましたので、幾つか質問をさせてもら
います。

まず、高齢者の方の確定申告についてでござい
ます。

特に年金だけをおもいの方、こういう方が
いることなどございます。

三枚目、これは平成十九年分の所得税の確定申告
の還付申告の状況なんですが、これで二千三百萬
人の方ですか、約二千三百六十一万六千人の方が
申告をされて、そのうち千二百六十九万二千人が
還付申告だったということでございます。さら
に、その内訳を見ますと、公的年金だけの方で三
百二十四万人、二十五・五%もいらつしゃつてある
といふことなんですね。

御承知のとおり寒い時期で、高齢者の方わざわ
ざ税務署まで来てということなんですねけれども、
できるだけこの部分を確定申告しなくてもほと
んどの方が大丈夫なように何とかしていただけな
いから、こう思うわけなんですねけれども、例え
ば、この年金の部分だけ分離課税にするとか、民
間企業でやつてあるように年末調整を社会保険庁
でやつてもらうとか、これするとまた間違ひ起こ
るかもしれませんけれども、そんな方法を考え付
くわけですから、当局、どういう御見解をお
持ちでしようか。

これは、当初の想定されたものよりもどんどん高
齢化が進んで、この年金の申告が増えてくると思
うんですね。ですので、これこそ時代また社会の
変化に合わせてえていかなきやいけない法律、
規則だと思うんですけれども、御見解をお聞きし
たいと思います。

○政府参考人(加藤治彦君) お答え申し上げま
す。

ご存知をしていないところでございます。

そこで、確定申告について話を進めたいと思
います。

今年も終わつたわけでございますが、私も初日
に行つてまいりました。そこで、幾つか問題点を

現場で感じましたので、幾つか質問をさせてもら
います。

まず、高齢者の方の確定申告についてでござい
ます。

特に年金だけをおもいの方、こういう方が
いることなどございます。

三枚目、これは平成十九年分の所得税の確定申告
の還付申告の状況なんですが、これで二千三百萬
人の方ですか、約二千三百六十一万六千人の方が
申告をされて、そのうち千二百六十九万二千人が
還付申告だったということでございます。さら
に、その内訳を見ますと、公的年金だけの方で三
百二十四万人、二十五・五%もいらつしゃつてある
といふことなんですね。

御承知のとおり寒い時期で、高齢者の方わざわ
ざ税務署まで来てということなんですねけれども、
できるだけこの部分を確定申告しなくてもほと
んどの方が大丈夫なように何とかしていただけな
いから、こう思うわけなんですねけれども、例え
ば、この年金の部分だけ分離課税にするとか、民
間企業でやつてあるように年末調整を社会保険庁
でやつてもらうとか、これするとまた間違ひ起こ
るかもしれませんけれども、そんな方法を考え付
くわけですから、当局、どういう御見解をお
持ちでしようか。

これは、当初の想定されたものよりもどんどん高
齢化が進んで、この年金の申告が増えてくると思
うんですね。ですので、これこそ時代また社会の
変化に合わせてえていかなきやいけない法律、
規則だと思うんですけれども、御見解をお聞きし
たいと思います。

○政府参考人(加藤治彦君) お答え申し上げま
す。

ご存知をしていないところでございます。

そこで、確定申告について話を進めたいと思
います。

今年も終わつたわけでございますが、私も初日
に行つてまいりました。そこで、幾つか問題点を

現場で感じましたので、幾つか質問をさせてもら
います。

まず、高齢者の方の確定申告についてでござい
ます。

特に年金だけをおもいの方、こういう方が
いることなどございます。

三枚目、これは平成十九年分の所得税の確定申告
の還付申告の状況なんですが、これで二千三百萬
人の方ですか、約二千三百六十一万六千人の方が
申告をされて、そのうち千二百六十九万二千人が
還付申告だったということでございます。さら
に、その内訳を見ますと、公的年金だけの方で三
百二十四万人、二十五・五%もいらつしゃつてある
といふことなんですね。

御承知のとおり寒い時期で、高齢者の方わざわ
ざ税務署まで来てということなんですねけれども、
できるだけこの部分を確定申告しなくてもほと
んどの方が大丈夫なように何とかしていただけな
いから、こう思うわけなんですねけれども、例え
ば、この年金の部分だけ分離課税にするとか、民
間企業でやつてあるように年末調整を社会保険庁
でやつてもらうとか、これするとまた間違ひ起こ
るかもしれませんけれども、そんな方法を考え付
くわけですから、当局、どういう御見解をお
持ちでしようか。

これは、当初の想定されたものよりもどんどん高
齢化が進んで、この年金の申告が増えてくると思
うんですね。ですので、これこそ時代また社会の
変化に合わせてえていかなきやいけない法律、
規則だと思うんですけれども、御見解をお聞きし
たいと思います。

○政府参考人(加藤治彦君) お答え申し上げま
す。

ご存知をしていないところでございます。

そこで、確定申告について話を進めたいと思
います。

今年も終わつたわけでございますが、私も初日
に行つてまいりました。そこで、幾つか問題点を

現場で感じましたので、幾つか質問をさせてもら
います。

まず、高齢者の方の確定申告についてでござい
ます。

特に年金だけをおもいの方、こういう方が
いることなどございます。

三枚目、これは平成十九年分の所得税の確定申告
の還付申告の状況なんですが、これで二千三百萬
人の方ですか、約二千三百六十一万六千人の方が
申告をされて、そのうち千二百六十九万二千人が
還付申告だったということでございます。さら
に、その内訳を見ますと、公的年金だけの方で三
百二十四万人、二十五・五%もいらつしゃつてある
といふことなんですね。

御承知のとおり寒い時期で、高齢者の方わざわ
ざ税務署まで来てということなんですねけれども、
できるだけこの部分を確定申告しなくてもほと
んどの方が大丈夫なように何とかしていただけな
いから、こう思うわけなんですねけれども、例え
ば、この年金の部分だけ分離課税にするとか、民
間企業でやつてあるように年末調整を社会保険庁
でやつてもらうとか、これするとまた間違ひ起こ
るかもしれませんけれども、そんな方法を考え付
くわけですから、当局、どういう御見解をお
持ちでしようか。

これは、当初の想定されたものよりもどんどん高
齢化が進んで、この年金の申告が増えてくると思
うんですね。ですので、これこそ時代また社会の
変化に合わせてえていかなきやいけない法律、
規則だと思うんですけれども、御見解をお聞きし
たいと思います。

○政府参考人(加藤治彦君) お答え申し上げま
す。

ご存知をしていないところでございます。

そこで、確定申告について話を進めたいと思
います。

今年も終わつたわけでございますが、私も初日
に行つてまいりました。そこで、幾つか問題点を

現場で感じましたので、幾つか質問をさせてもら
います。

まず、高齢者の方の確定申告についてでござい
ます。

特に年金だけをおもいの方、こういう方が
いることなどございます。

三枚目、これは平成十九年分の所得税の確定申告
の還付申告の状況なんですが、これで二千三百萬
人の方ですか、約二千三百六十一万六千人の方が
申告をされて、そのうち千二百六十九万二千人が
還付申告だったということでございます。さら
に、その内訳を見ますと、公的年金だけの方で三
百二十四万人、二十五・五%もいらつしゃつてある
といふことなんですね。

御承知のとおり寒い時期で、高齢者の方わざわ
ざ税務署まで来てということなんですねけれども、
できるだけこの部分を確定申告しなくてもほと
んどの方が大丈夫なように何とかしていただけな
いから、こう思うわけなんですねけれども、例え
ば、この年金の部分だけ分離課税にするとか、民
間企業でやつてあるように年末調整を社会保険庁
でやつてもらうとか、これするとまた間違ひ起こ
るかもしれませんけれども、そんな方法を考え付
くわけですから、当局、どういう御見解をお
持ちでしようか。

これは、当初の想定されたものよりもどんどん高
齢化が進んで、この年金の申告が増えてくると思
うんですね。ですので、これこそ時代また社会の
変化に合わせてえていかなきやいけない法律、
規則だと思うんですけれども、御見解をお聞きし
たいと思います。

○政府参考人(加藤治彦君) お答え申し上げま
す。

ご存知をしていないところでございます。

そこで、確定申告について話を進めたいと思
います。

今年も終わつたわけでございますが、私も初日
に行つてまいりました。そこで、幾つか問題点を

現場で感じましたので、幾つか質問をさせてもら
います。

まず、高齢者の方の確定申告についてでござい
ます。

特に年金だけをおもいの方、こういう方が
いることなどございます。

三枚目、これは平成十九年分の所得税の確定申告
の還付申告の状況なんですが、これで二千三百萬
人の方ですか、約二千三百六十一万六千人の方が
申告をされて、そのうち千二百六十九万二千人が
還付申告だったということでございます。さら
に、その内訳を見ますと、公的年金だけの方で三
百二十四万人、二十五・五%もいらつしゃつてある
といふことなんですね。

御承知のとおり寒い時期で、高齢者の方わざわ
ざ税務署まで来てということなんですねけれども、
できるだけこの部分を確定申告しなくてもほと
んどの方が大丈夫なように何とかしていただけな
いから、こう思うわけなんですねけれども、例え
ば、この年金の部分だけ分離課税にするとか、民
間企業でやつてあるように年末調整を社会保険庁
でやつてもらうとか、これするとまた間違ひ起こ
るかもしれませんけれども、そんな方法を考え付
くわけですから、当局、どういう御見解をお
持ちでしようか。

これは、当初の想定されたものよりもどんどん高
齢化が進んで、この年金の申告が増えてくると思
うんですね。ですので、これこそ時代また社会の
変化に合わせてえていかなきやいけない法律、
規則だと思うんですけれども、御見解をお聞きし
たいと思います。

○政府参考人(加藤治彦君) お答え申し上げま
す。

ご存知をしていないところでございます。

そこで、確定申告について話を進めたいと思
います。

今年も終わつたわけでございますが、私も初日
に行つてまいりました。そこで、幾つか問題点を

現場で感じましたので、幾つか質問をさせてもら
います。

まず、高齢者の方の確定申告についてでござい
ます。

特に年金だけをおもいの方、こういう方が
いることなどございます。

三枚目、これは平成十九年分の所得税の確定申告
の還付申告の状況なんですが、これで二千三百萬
人の方ですか、約二千三百六十一万六千人の方が
申告をされて、そのうち千二百六十九万二千人が
還付申告だったということでございます。さら
に、その内訳を見ますと、公的年金だけの方で三
百二十四万人、二十五・五%もいらつしゃつてある
といふことなんですね。

御承知のとおり寒い時期で、高齢者の方わざわ
ざ税務署まで来てということなんですねけれども、
できるだけこの部分を確定申告しなくてもほと
んどの方が大丈夫なように何とかしていただけな
いから、こう思うわけなんですねけれども、例え
ば、この年金の部分だけ分離課税にするとか、民
間企業でやつてあるように年末調整を社会保険庁
でやつてもらうとか、これするとまた間違ひ起こ
るかもしれませんけれども、そんな方法を考え付
くわけですから、当局、どういう御見解をお
持ちでしようか。

これは、当初の想定されたものよりもどんどん高
齢化が進んで、この年金の申告が増えてくると思
うんですね。ですので、これこそ時代また社会の
変化に合わせてえていかなきやいけない法律、
規則だと思うんですけれども、御見解をお聞きし
たいと思います。

○政府参考人(加藤治彦君) お答え申し上げま
す。

ご存知をしていないところでございます。

そこで、確定申告について話を進めたいと思
います。

今年も終わつたわけでございますが、私も初日
に行つてまいりました。そこで、幾つか問題点を

現場で感じましたので、幾つか質問をさせてもら
います。

まず、高齢者の方の確定申告についてでござい
ます。

特に年金だけをおもいの方、こういう方が
いることなどございます。

三枚目、これは平成十九年分の所得税の確定申告
の還付申告の状況なんですが、これで二千三百萬
人の方ですか、約二千三百六十一万六千人の方が
申告をされて、そのうち千二百六十九万二千人が
還付申告だったということでございます。さら
に、その内訳を見ますと、公的年金だけの方で三
百二十四万人、二十五・五%もいらつしゃつてある
といふことなんですね。

御承知のとおり寒い時期で、高齢者の方わざわ
ざ税務署まで来てということなんですねけれども、
できるだけこの部分を確定申告しなくてもほと
んどの方が大丈夫なように何とかしていただけな
いから、こう思うわけなんですねけれども、例え
ば、この年金の部分だけ分離課税にするとか、民
間企業でやつてあるように年末調整を社会保険庁
でやつてもらうとか、これするとまた間違ひ起こ
るかもしれませんけれども、そんな方法を考え付
くわけですから、当局、どういう御見解をお
持ちでしようか。

これは、当初の想定されたものよりもどんどん高
齢化が進んで、この年金の申告が増えてくると思
うんですね。ですので、これこそ時代また社会の
変化に合わせてえていかなきやいけない法律、
規則だと思うんですけれども、御見解をお聞きし
たいと思います。

○政府参考人(加藤治彦君) お答え申し上げま
す。

ご存知をしていないところでございます。

そこで、確定申告について話を進めたいと思
います。

今年も終わつたわけでございますが、私も初日
に行つてまいりました。そこで、幾つか問題点を

高齢化の進展に伴いまして年金受給者が増加していくことを考えますれば、公的年金の課税の在り方も、年金受給者の方の立場に立つて分かりやすい、便利な制度にするというために、不斷の見直しを行なうことは私どもも考えております。先生御指摘のように、年金のみの収入の方について確定申告が必要になるような仕組みを導入したらどうかということにつきましては、私どもも問題意識は持っています。

それで、年金所得者も、例えば扶養の控除があるとか、いろいろ、各種控除、医療費控除とともにありますので、そういうもののとの調整をどうするかとか幾つか問題がございまして、私ども今勉強をしておるところでございます。引き続きこの問題については議論を深めていきたいと思つております。

○尾立源幸君 是非早く結論を出していただきまして、國民にとって便利な方法で、確定申告がなくとも終わるような、こういう制度にしていただきたいと思います。

e-Taxの利用率、平成十九年度は一七%を達成して目標を大きく上回つたわけでございますが、二十二年度の目標は五〇%となつています。そういう意味で、非常に、これからもっと便利で使いやすい仕組みにしていく、この五〇%を達成するためには必要があるんだと思つていますが、運用費用どのぐらいか、教えていただけますか。

○政府参考人(岡本佳郎君) お答えいたします。

e-Taxにつきまして、平成十六年度から全国的に運用開始をいたしておりますけれども、開発を開始いたしました平成十三年度から十五年度までの関係経費は三年間全体で約二百二十三億円となつております。また、e-Taxについては運用開始後も改善を行うとともに、利用件数の増大、増加に伴う機器の増強等を行つております。直近の平成二十年度予算におけるe-Tax関係経費は全体で約九十八億円となつております。

○尾立源幸君 相当な費用掛かっておりますね。それで、これe-L、ローカルのしなんでしょうかけれども、e-TAXというのがあるらしいですが、この開発費用と年間の運用コストは幾らですか。

○政府参考人(佐藤文俊君) e-TAXと呼んでおりますけれども、これは社団法人地方税電子化協議会が設置し、運営しておるものでございます。社団法人ですので会員は地方団体ということになります。

ここでは平成十五年度から十九年度までこのシステムを開発してまいりましたけれども、五年間全体で約三十四億円となつております。また、この運営経費は二十年度で見ますと約十六億円となつております。

○尾立源幸君 国が出しているお金はないんですね。それが一点と、自治体が払う毎年の会費というのは幾らになつてあるんでしょうか。

○政府参考人(佐藤文俊君) このところには国費は投入されておりません。

それから、この運用経費については、参加している団体が人口や税収、それから申告件数で案分して負担することになつております。団体によつてそういう意味では全部違うでございますが、例えば人口三十万で四百億の税収がある市で見ますと約三百万円ということになります。

○尾立源幸君 ありがとうございます。

これも先ほどの論点と同じで、国税、地方税、何か重複を防げないかという部分なんですねけれども、所得税に関してはもうほとんど同じなんですが、若干地方税の方が所得の計算が違つていたりして少し微調整は要るんですが、ほとんどの場合、税務署から地方に回るわけですよね、地方自治体に。法人の方が若干独特のものがあるんですけど、所得税に関してもうほとんど同じなんですが、これもほとんど所得計算においては同じなんですが、若干これまた違うがあるということです。

別々の申告書をわざわざ用意しなきゃいけないと。

都道府県であれば、例えば大阪であれば府税、市税、国税と三つ、それに消費税と四つ用意しなきゃいけないんですね。本来なら、府、市、国どちらも、e-TAXというのがあるらしいですが、こ

とは、受付結果だけでございます。納税者の方には、受付結果と予定納税額や申告期間のお知らせ等々、必要な情報が種々届くわけなんですけれども、特に税理士さんがお困りなのは、予定納税が幾らあったのか、幾らしたのかということが分からぬ。つまり、納税者の方からきちっとその情報をおられないとなかなか正確につかめないといふことになつています。

○政府参考人(佐藤文俊君) 所得課税に関しましては、おっしゃるとおり、特別徴収義務者などから給与支払報告書の提出を受けたり、あるいは国税の確定申告のデータを使って地方の個人住民税の賦課をしております。

こここのところの書類のやり取りが膨大なものですから、もう少し合理化できないかというところで、今、国税と協議をしながら、このデータをe-TAXの中で電子的にできるような方法を今検討しているところでございます。

○尾立源幸君 是非それを早くつなげていただきたいと思いますし、本当、歳入庁があればこの辺も一本化ですつきりできるのではないかと思っております。

それは最後に、電子申告のちょっと実務上の問題点を御指摘をさせていただき、できれば改善をしてもらいたい部分を資料の四を使って説明をさせていただきたいと思います。

まず、これは納税者が税務代理人を選任した場合の図なんですけれども、横に見ていただきますと、初期登録をまずe-Taxというところに入つていてするわけでございますが、納税者本人、そして税務代理を受けた税理士がやると、二人が同じくすると。それで、いよいよ申告だといふときは、必要な情報、書類等を税理士さんに渡して、税理士さんが書類を作つて電子申告、三

これが、これもほとんど同じなんですねけれども、e-Taxの中を作られます。しかしながら、ここに届く情報が違いますもので、非常に現場で混乱、不便

があるということでございます。税理士さんに届くのは受付結果だけでございます。納税者の方には、受付結果と予定納税額や申告期間のお知らせ等々、必要な情報が種々届くわけなんですけれども、特に税理士さんがお困りなのは、予定納税が

幾らあったのか、幾らしたのかということが分からぬ。つまり、納税者の方からきちっとその情報をおられないとなかなか正確につかめないといふことになつています。

そこで、私の提案は、どうせ税務代理なんですから、その予定納税の知らせや実績というものもこの税理士さんのメールボックスにccといいますか、そういう形で届くようにしていただければと、こう思うわけなんですか? だけれど、この件について国税局から、そういう運用上の改善ができるのか。

それともう一つ、これは、メールには何か番号しか付いていないんですね。どなたかという氏名がこれ書いていないもので、受け取る税理士さんは、番号があつと来ておりまして、だれのものか分からぬといふ。これは、税理士さんが受け取れるようにするということと、さらに、あて名にしつかり番号と名前を書いていただくと、こういう改善ができないかのお願いでございます。

○政府参考人(岡本佳郎君) お答えいたします。

今委員御説明いただきましたように、国税局では納税者の利便に資るために、前年にe-Taxにより確定申告された納税者の方については、当該年の確定申告期前、一月中旬ごろに予定納税額など納税者固有の情報を納税者本人のメールボックスに配信をいたしております。さらに、あらかじめメールアドレスを登録した納税者の方に対しても、この情報を配信した事実をお知らせメールという形で通知もいたしております。

このようにメッセージボックスには納税者固有の情報が含まれているということで、御指摘の点にかかるわるわけですか? でも、前年にe-Taxにより代理送信した税理士さんであつても、当該

<p>情報をお配信する時点で委任関係があるかどうか分からないということから、守秘義務を負っている国税当局としては、当該情報を税理士先生のメッセージボックスに配信することは現状では困難というふうに考えております。ただ、今の守秘義務の問題を生じないような形で改善が可能かどうか、なおよく検討してみたいと思います。</p> <p>○尾立源幸君 是非よろしくお願ひします。</p> <p>○大久保勉君 民主党の大久保勉です。最初に、配付いたします本日の日経新聞社会面に関して質問したいと思います。</p> <p>いや、朝起きて読みまして、非常にびっくりしました。といいますのは、よく見かけております平田財務副大臣が載っています。保有株、売却、市場価格の二倍、大臣規範に抵触、公平性を害すと仰々しい記事なんですよ。まさかこういふことはないと思いまして、日経新聞ということは大手新聞で内容は確かだと思いますが、もし事実と違うことがあるかと思いまして、まず平田副大臣の方に、この件に関して御説明若しくはこの記事に関して何か誤解を招くことがございましたら、御説明ください。</p> <p>○副大臣(平田耕一君) 記事はちょっとまだ精査をいたしておりませんので、朝からずっと予算委員会に行つておりますので精査いたしておりますので、詳細にまだ解説をしておりませんけれども。</p> <p>この件はかねてから、かねてからと申しますが、私がゼロシステムという会社の役員を退任をしたことがあります。それは、最初は政務官のときであります。その後、また役員に戻りました。今般、副大臣に任命いただきましたときにも役員を辞任をいたしまして、これではなかなか思ふようにならないだらうなということで、今後役員は復帰しないと思つておりますが。したがつて、ゼロシステム側から是非チヨダワーー株をゼロシステムの名義にしてほしいという依頼がござ</p>
<p>いましたので、それを実行したというものではありませんで、何らそれによって私が利益を被るものではありませんので、誤解のなきよう御理解をお願い申し上げたいなというふうに思つております。</p> <p>○大久保勉君 分かりました。非常に怪しいといふ記事なんですが、これがおかしいということですね。</p> <p>じゃ、一つ一つ、今手元に記事を見ながら一つ一つ精査していきましょう。</p> <p>まず、チヨダワーーという株を副大臣はお持ちだつたと思いますが、これはいつ取得されたんですか。恐らくは額面五十円で取得されたんでしよう。</p> <p>○副大臣(平田耕一君) いろいろありますて、五円はありません。ないと思います。母親の相続もありましたし、それから時価発行もありましたし、購入したものもあつたかと思いますが、ちよつと定かではありませんので、もうかなり以前から百十二万何がしかの株を所有しております。</p> <p>○大久保勉君 この株式は上場しておりますが、関与されたんですか。それとも何か別の立場で関与されましたか。</p> <p>○副大臣(平田耕一君) 社長であります。</p> <p>○大久保勉君 じや、この株式は上場前に取得しているものが中心で、簿価は五十円に近いというふうな認識でよろしいですか。</p> <p>○副大臣(平田耕一君) いいえ、五十円の時代は私は余り関与しておりません。</p> <p>○大久保勉君 そうですか。上場株をお持ちになつてそれを売却するということは、やはり以前社長としまして株を上場しておりますから、ほかの投資家のことをいろいろ考えながら熟慮の末にこういった取引をされたということで質問しているんです。</p>
<p>か。上場株ですから、市場で売却するのが上場された副大臣としては当然と思いますが。</p> <p>○副大臣(平田耕一君) 個別銘柄の価格をこういふ場でいろいろ申し上げるのは大変はばかりりますので一般論的に申し上げますが、例えば実勢価格と純資産価格というものが相当離れておる場合がございます。そうすると、それはなぜ離れているのかということになります。</p> <p>それは幾つか理由があるうかと思いますけれども、高い場合には、それはまた特別の買い増しが入つたとか、いろいろあるわけでしょう、実勢価格が高い場合は。でも、純資産価格よりはるかに低い場合にも様々な理由がありますて、それは取引数がとても少ないということからして、とてもそれは買つても商い額が少ないということから実際の評価より低いという場合がございますので、それは様々であろうかというふうに思つております。</p> <p>○大久保勉君 そうですね。非常に市場価格が低かつたというのは、実は副大臣とか大臣にも理由がありますけど、景気が悪いとか若しくは日本の市場が余りよろしくないとか、それはさておいて、純資産価値よりも市場価格が低いということはよく御存じだと思います。この辺りから考えたら、私が会社を上場したのにこんな株価だつたら非常に悔しいということで純資産価値というのを出されたと思いますが、今この会社もうかつていてるんですか、若しくは純資産価値が高いというのはどういつた理由で高いんですね。</p> <p>○副大臣(平田耕一君) 余り個別銘柄のことを探し上げるのも、ちよつと離れておりますので申しあげます。</p> <p>○副大臣(平田耕一君) 事によつて相談には参りますけれども、公的役職は一切引いております。</p> <p>○大久保勉君 相談というのは結構、じゃ、会社にとつて大きな話とか重要な話もあるんですね。</p> <p>○副大臣(平田耕一君) 今まで聞いたところによると余りありません。</p> <p>○大久保勉君 そうですか。どうして赤字ということを御存じなんですか。</p> <p>○副大臣(平田耕一君) 概略の報告書を聞いておられますので、月次ぐらいは結果的に目にいたしますがございまして、それで費用がかさんで三月末期では赤字予想をいたしておりますが、来期は黒字</p>
<p>予想をいたしておるございます。</p> <p>○大久保勉君 ということは、やつぱり市場価格が低過ぎるんですね。副大臣、今弟さんが社長をされていると思いますから、是非こういったことはちゃんとI-Rをするようにアドバイスされただですか。実際いろいろ話をされていると思いますが、いかがですか。</p> <p>○副大臣(平田耕一君) 十分しておると思いますが、御指摘のことは踏まえまして、また申入れをしておきたいと思つております。</p> <p>○大久保勉君 是非、そうでしたら、会社のいろんな問題点があるんでしたらきつちり話をされるなり、されていいるという認識でよろしいですね。</p> <p>○副大臣(平田耕一君) 済みません、ちよつとその質問の意味が分からんのですが。</p> <p>○大久保勉君 弟さんに対して前任の社長としていろんなアドバイスをして、弟に対して、もつとあなたがしつかりしならこういうふうに株が下がつているんだと、個別にこういうふうにしたらいいということをおつしやつておられるわけでしょ。</p> <p>○副大臣(平田耕一君) 余り言うと嫌がりますので、近年言つております。</p> <p>○大久保勉君 そうですが。</p> <p>○副大臣(平田耕一君) 大臣はこの会社に関しては株主だけですか。アドバイザーとか会長とか、そういう立場なんですか。</p> <p>○大久保勉君 そうですね。</p> <p>○副大臣(平田耕一君) 事によつて相談には参りますけれども、公的役職は一切引いております。</p> <p>○大久保勉君 相談というのは結構、じゃ、会社にとつて大きな話とか重要な話もあるんですね。</p> <p>○副大臣(平田耕一君) 今まで聞いたところによると余りありません。</p> <p>○大久保勉君 そうですか。どうして赤字ということを御存じなんですか。</p> <p>○副大臣(平田耕一君) 概略の報告書を聞いておられますので、月次ぐらいは結果的に目にいたしますがございまして、それで費用がかさんで三月末期では赤字予想をいたしておりますが、来期は黒字</p>

スをされているかもしませんが、やはり上場企業ですから、非常に危険な部分がありますから、注意を申し上げます。

続きまして、実際市場価格が二百九十九円なのにどうして、五百円以上ですか、五百五十円ということで、市場価格の二倍で売買されたですよね。どうしてこんな価格で売る決意をされたんですか。

○副大臣(平田耕一君) それ以下の価格では売る気がしなかったからあります。

○大久保勉君 いや、私も少数株主でしたら、このチヨダourkeを持っていますから、いや、二百九十円は低過ぎるから五百円では非売りたいと思いますけどね。

ほかの少数株主に関して余り御心配はされませんでしたか。つまり、自分でこれだけ高い株で売つてもいいかということに関して。

○副大臣(平田耕一君) もう少し前の質問にお答えをいたしておりませんでした。なぜ市場を通さなかつたのかというふうにお尋ねなりませんでした。

そのこともあります、実は取引数が非常に少ないものですから、百万株以上の株を例えゼロシステムが市場で求めよういたしますと、恐らく一株数万円以上になるんだろうというふうに思っています。したがって、それは市場に適しないということになりますし、百万株ということに価値があると思いますので、それは相対取引として私も売つたらいな、それで、なつか、ゼロシステムは九〇%私が保有しておりますので、株は、余り市場に通すよりも、まあ異常な取引が市場に存在するよりも、相対取引の方が市場が平稳であるというふうに私は理解をして実行したまであります。

○大久保勉君 ジや、実際にこの株を市場でゼロシステムが買うとしたら三億円ぐらいなんですね。副大臣と取引をした価格で買った場合は六億円。つまり、市場で買うよりも三億円高い価格で買ってしまいますから、そういう財力がないと

なかなか厳しいんですね。

このゼロシステムというのはかなり優良会社ですか。つまり、かなり利益が上がっている会社ですか。

○副大臣(平田耕一君) 最初のお言葉ですが、百株を三百円辺りで買うのは不可能であります。それは是非ひとつ御理解をいただきたいと

無理であります。市場に出ませんから、そんなに無理であります。もし買おうと思えば、一万多以上すると思います、になるんだろうというふうに想像はできますけれども、とても無理であります。

それから、ゼロシステムは、ずっと近年、利益は上がりっておりますけれども、総債務でいきますと若干債務超過であります。

○大久保勉君 じゃ、債務超過の会社が市場価格でこれを買いましたら、もうすぐに三億円の含み損が実現してしまうんですよ。でしたら、もう一度、この持っているゼロシステムの株主にとつては大変な問題ですね。また、ゼロシステムに融資をしている銀行にとっては大変な問題ですから、こういった観点から問題があると思いませんでした。

○副大臣(平田耕一君) それは全く御心配要りません。そのもう一方の株主である本人からの申入れでありますので、そのようにいたしたわけあります。

○大久保勉君 一〇%の株主というのは、じゃ弟さんなんですか。

○副大臣(平田耕一君) それは、今現在ゼロシステムの代表取締役社長をしております野呂洋右との子供であります。

○大久保勉君 その方というのは県知事なんですか。

○副大臣(平田耕一君) 全く違います。

○大久保勉君 済みません。たまたま名前が一緒のことです。ちょっと戸惑つてしましました

いやこちら、大臣は財務副大臣ですから、税制

改革とかいろいろ判断する立場をされていると思うんですね。たしか、昨年までは株式の売却に

思っていますが、この件はどう思われますか。一般論で結構です。

○副大臣(平田耕一君) ちょっとどうろつと聞きましたけれども、その前の質問にかかわることだと

思いますが、この取引によって今現在何が起こっているかといいますと、その日に

ちの売買契約書にサインをしただけであります。お金も動いておりませんし、株式の名義もまだ変わっていないんだろうというふうに思うんで

す。それで、私の、当初から申し上げておりますけれども、この売却代金と申しますものは大半はそのまま貸付けということで置いておかないと、それはゼロシステムも不可能でありましょうから、貸付金でずっと推移をいたしまして、かかる後に先ほど申し上げました債務超過になつておりました分は増資という形でその貸付金を振り向ければ健全な形になるなどいうこともございます。これによつて私が政治的に問題があるというふうにお考えなのかどうか分かりませんけれども、一切これで現金というのは動きませんので、どうぞひとつ御理解いただきたいと思います。

○大久保勉君 副大臣、いや政治的な問題よりも、実はインサイダー取引の可能性なんですよ。インサイダー取引。といいますのは、大臣はI.P.の担当者ということで、かなり証券市場にも詳しいはずですね。その方が今でも重要事実にして、弟さん、社長さんに対してアドバイスをしたりもらつたりしていると。さらに、そういうことを知りつつも、市場ではなくて、市場価格と違つところで売却したと。こういったいわゆるインサイダー事件というのは、事実を知つてゐるか知つてないか、それで株を売買するということですから、こういったおそれがあるのでちょっと

是れがござりますが、この件に関しては、大臣は全く断定もしておりませんし、その気もありませんが、副大臣という大切な役割で

すから、やはり一般投資家、つまりこのチヨダourkeの一般株主は二百九十九円しか売れないとこ

ろを、大臣は五百五十円で売ったわけです。それ

も、もしかしたら、この会社が赤字だという情報を知つて先に売つたとたまたま誤解したら、やはり証券市場にとつては極めて重大な問題だと思

いますが、この点に関して、与謝野大臣、いわゆる上司としてちょっと不適切だなと思いませんか。

○副大臣(与謝野馨君) 大臣、与謝野大臣。

○國務大臣(与謝野馨君) 先ほど金融庁の事務方から答弁したとおりでございます。

○大久保勉君 どう答弁されました。もう一度お願ひします。

どう答弁されたかというのを、答弁されたとおりでございますから、どういうことを答弁されたいか、お聞きします。

○國務大臣(与謝野馨君) よく質問の内容が分からず、申し訳ないですけど。

○大久保勉君 与謝野大臣はどのように理解され

じや、金融庁、この件に関して、金商法の観点でインサイダー取引に関してはこの件はどう思われますか。一般論で結構です。

○政府参考人(内藤純一君) 個別の事案についてお答えしないということで御了解いただきたいと思いますが、一般論で申し上げますと、インサイダー取引と申しますのは、その会社関係に係る

重要な事実というようなものが公表する前に有価証券の売買があつたというようなことに該当する場合でございまして、それに当たるかどうかというものは事実関係を精査をしませんと確認ができないことだと思います。

○大久保勉君 重要な事実の公表に関しては、チヨダourkeというのがいつ出したかということはもう分かりますから、それ以外に、日々、弟さんとかいろんな方と情報を交換しながらアドバイスをさせていた。その方が売却するということは非常に疑義がございます。

この件、私は全く断定もしておりませんし、その気もありませんが、副大臣という大切な役割で

すから、やはり一般投資家、つまりこのチヨダourkeの一般株主は二百九十九円しか売れないとこ

ろを、大臣は五百五十円で売ったわけです。それ

も、もしかしたら、この会社が赤字だという情報を知つて先に売つたとたまたま誤解したら、やはり証券市場にとつては極めて重大な問題だと思

いますが、この点に関して、与謝野大臣、いわゆる上司としてちょっと不適切だなと思いませんか。

大臣、与謝野大臣。

○國務大臣(与謝野馨君) 先ほど金融庁の事務方から答弁したとおりでございます。

○大久保勉君 どう答弁されました。もう一度お願ひします。

どう答弁されたかというのを、答弁されたとおりでございますから、どういうことを答弁されたいか、お聞きします。

○國務大臣(与謝野馨君) よく質問の内容が分からず、申し訳ないですけど。

○大久保勉君 与謝野大臣はどのように理解され

ているかということで、つまり部下、先ほど部下の役人の方が説明したとおりということですか
ら、どういう認識でいらっしゃるかということですか。
○委員長(円より子君) 金融庁の方が答弁したところ
おりと、ということを言つてほしいということですか。

○大久保勉君 そうです、はい。

○委員長(円より子君) もう一度、では与謝野国務大臣。

○國務大臣(与謝野馨君) 事実関係は、私は直接の当事者でないのではありません。静かに副大臣の御説明を聞いているところでございます。

○大久保勉君 それだつたら分かります。

非常に重要な話だと、重要な事実を知つていたかいなか、それを基に売買しているかということが重要で、また、そういったことを副大臣が行うかということが更に問題です。

たしか、大臣規則によりますと、現職の大蔵副大臣は株式の売却をしない、またできないように信託すべきだということなんですよ。実は、日本銀行の白川総裁もいらしていますが、これは福井前総裁が村上ファンダの投資の件で大きい問題になつていますから、政府としてはやはりきっちり監視すべきじやないかと思つております。

続きまして、税の問題に戻りまして、実は、この株は市場で売ろうとしたら三億円なんです。ところが、ゼロシステムに六億円で売つていますから、事実上三億円高く売れてます。その場合に、恐らく簿価が五十円に近かつたら、三億円だけキャピタルゲインが入つてきます。このキャピタルゲイン三億円に対しして幾ら税金が掛かりますか。

○委員長(円より子君) だれに聞きますか。

○大久保勉君 国税の方お願いします。

○政府参考人(荒井英夫君) お答えいたしました。

一般論として申し上げますと、個人が法人に対して株式を譲渡した場合の課税関係でござりますが、売手側である個人につきましては、株

式の譲渡価格から取得費と譲渡費用を控除した金額に対して所得税が課されるということになります。

○大久保勉君 では、これ何%ですか。特に、これは上場株ですよね。一〇%じゃないか確認したいと思います。

○政府参考人(荒井英夫君) お答えいたします。

二〇%でございます。

○大久保勉君 一〇%ですね。

○委員長(円より子君) じゃ、もし……(発言する者あり) 二〇%ですか。つまり、今年の三月一日の段階ではどうですか。

○政府参考人(荒井英夫君) お答えいたしました。

二〇%でございます。

○委員長(円より子君) 済みません、もう一度、では荒井課税部長に。

○政府参考人(荒井英夫君) お答えいたしました。

二〇%でございます。

一〇%につきましては、上場株式等の金融商品取引業者等を通じて譲渡した場合には一〇%といふことでございます。上記以外の場合につきましては、二〇%でございます。

○大久保勉君 じゃ、この場合は二〇%ですか。

じゃ、もし、個人が三億円所得があつた場合は限界税率は五〇%と聞いておりますが、それは正しいですか。つまり、ある一定を超えましたら限界税率は三億円に対する半分の五〇%、一億五千萬掛かります。

○政府参考人(荒井英夫君) お答えいたします。

先ほど御説明をしましたように、株式の譲渡価格から取得価格と譲渡費用を引いた金額に対しまして、この場合、申告分離課税の方法によって所得税が課されるということになりますので、税率は二〇%が掛かるということでございます。申告分離で掛かります。

○政府参考人(荒井英夫君) 私が聞きましたら、さらに、一般的論として、個人が三億円の給与所得があつた場合には五〇%、税率が地方税、国税合算で五〇%であるということで間違いないでしようか。

○委員長(円より子君) だれに聞きますか。

○大久保勉君 国税の方お願いします。

○政府参考人(荒井英夫君) お答えいたしました。

一般論として申し上げますと、個人が法人に対して株式を譲渡した場合の課税関係でござりますが、売手側である個人につきましては、株

額に対しても、キャピタルゲインで売却したら、この場合は二〇%の税率です。ところが、所得だつたら五〇%、つまり三〇%安くなるわけです。ですから、本来だつたら三億円でしか売れないのを六億円で売りましたら、三億円に對して五〇%と二〇%の差、三〇%ですから九千円の節税がある、そういうふうにも見れます。が、この辺り、こういうこともありますから、平田副大臣は税理士と相談しながらこういつた取引はされていますよね。確認です。

○副大臣(平田耕一君) そのゼロシステム側の会計士と私は打合せをしたことはございます。

○大久保勉君 ということは、ある程度、税務に關し、きつちりどれが節税方法であるというのを考えながらやつていらっしゃると認識しますが、それで間違いないですね。

○副大臣(平田耕一君) 節税のことは念頭にございませんので、また来年、申告時にしつかり考えたいと思っております。

○大久保勉君 事実としてそういう効果がありますから、やはり市場で、市場価格で売りましたらこういった疑義があつたんですが、二百九十九円の株価のところをあえて五百五十円で売るということは非常に大きい問題。若しくは説明責任が出てくるということをお伝えしたいんです。

通常、こういったものは、企業でしたら、大きい取引の場合は市場では売りませんが、前日の終値、つまり二百九十九円で、同じ価格で売買しないといけないということが慣行になつています。

例えば、この日経新聞にもございますが、金商法上はいわゆる最良執行義務が課せられていると。どういうものかといいましたら、適正価格というのは市場価格に近いところ。準大手の担当者は、公開企業である認識を著しく欠いた行為で、株主の信頼を損なうだけではなく、市場の公正を害しかねないと、こういった指摘もあります。

り説明されまして、本来の意図とは違う形で非常にマーケットに對してインパクトがあります。ですから、是非、この点を御説明することをお願いしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○副大臣(平田耕一君) 結果的にこの新聞というのがあつて影響を与えたということは大変反省です。市場でそれが取引をしようとも、もろんだから対応をしたいと思つております。

○大久保勉君 じゃ、最後の確認ですが、市場外は分かりました。でも、どうして市場価格の二百九十九円で売らなかつたんですか。

○副大臣(平田耕一君) 二百九十九円では売る気がしませんでした。

○大久保勉君 だったら、どうしてこの会社を、チヨダワードを上場されたんですか。これは、そういう感覚でしたら上場すべきじやなかつたと思います。

あなたたは企業を上場されましたから、自分の持つている株も少數の株主も同じはずなんです。あなただけが特別扱いにされましたら、だれも市場から株を買いませんよ。いかがですか。

○副大臣(平田耕一君) それは私は少し違うんで、私は市場に影響を与えまいということが一つと。それから、やはり百万株という単位の取引の場合には五百円、六百円にはとどまらないと思いますので、むしろ安いじやないかという御指摘をいたぐらまでもしも、高いじやないかという御指摘は余り当たらないようと思つております。それからもう一つ申し上げれば、株式の公開の理由というのは個人的なことじやなくて、やつぱりそれは会社の立場でいえば資金の取得でありまして、現在はその經營者ではありませんのでそういうことも。もう一つ付け加えて申し上げますれば、重なりますけれども、現実問題、取引という

のは契約書一枚だけでありますし、株も動いておりませんし、まだ名義も変えておらないと思いますけれども、お金も動いていないわけですから、すなわち一〇〇%の株主の合意という、ゼロ側のですね、ということと、そのうちの九〇は私が所有しておるということは是非御理解をいただきたいなど思つておりますけれども。

○大久保勉君 麻生総理大臣が株屋という発言をされました、株式市場蔑視に見えるような発言をされていましたが、麻生内閣の一員でございました平田副大臣も若干認識が十分じゃないと思います。日本は金融立国ということと前金融担当大臣が表明されておりましたから、是非副大臣という職に応じた認識をお願いしたいと思います。

以上でこちらに閲する質問は終わります。済みません 大幅に今日は予定が狂いました。続きまして、日本銀行總裁に確認、質問したいと思います。

日本銀行は、米国の連銀と通貨スワップ契約を締結されておりますが、現在、幾らの金額を実行されており、その外貨で幾ら市場に、つまり銀行に対して貸出しをされているのか。その場合に、外銀に対するものと邦銀に対する比率が分かれましたら、教えてください。

○参考人(中曾宏君) お答え申し上げます。

FEDとの通貨スワップの金額でございますが、これはほかの主要国の中央銀行、例えばECBですかねとかパンク・オブ・イングランドですかねと同様に、現在、金額の制限はございません。つまり、必要なドルを必要なだけ供給するという仕組みになつております。その仕組みの下で、現在、ドル供給オペの残高でございますけれども、今年の二月末時点で合計七百億ドルでござります。

そして、邦銀と外銀といった業態別の残高につきましては、これは個々の取引にかかる個別性の強い計数になりますですから、現在は公表しない扱いとしてあります。この点を是非御理解をいただきたいというふうに思っています。ただ、最

近の大まかな傾向ということを申し上げますと、ドル供給オペの貸出実績はほとんどが我が国の金融機関に対して行つてございます。

○大久保勉君 是非公表してもらいたいです。

といいますのは、同じように外貨を扱っている銀行に対する預資金額、邦銀に対する預資金額とか証券投資金額と、きつちり公表しています。毎月公表しています。こういつたデイスクロージャーが必要だと思います。そうしませんと、日銀が出している資金がもし焦げ付いた場合、外銀に出して焦げ付いた場合は、最終的な損失は日本国民に跳ね返ってきます。もちろん担保はございますが、やはり、せつかくドルを供給しているのが、日本の銀行のために、その後ろ側には日本の企業のためになつて雇用をつくり出しているのか、そうじやなくて外銀のためだけなのか、その辺りはきつちり開示すべきだと思います。

白川総裁、この辺りに関しても是非検討してもらいたいと思いますが、いかがです、御所見を聞きたいと思います。

○参考人(白川方明君) 日本銀行は、今ドルの資金供給オペでのお尋ねでございますけれども、円

の資金供給それからドルの資金供給、これを行つております。個々の金融機関について数字を発表いたしますと、これは市場に対している影響を与えるということなので、現在は総額を公表しております。ただ、我々として、きつちりとした担保の管理を始めとしてリスク管理は必要だといふうに思つております。そのことはきつちりと公表しております。

それから、ドルの供給のオペレーションについて、実はこれは各国の協調的な枠組みで行つております。これは条件も含めて、すべて実は各国中

ります。

○大久保勉君 市場に対する影響ということがございましたが、外為特会も市場と取引しております。同じ市場との取引なのに、いわゆる財務省が

公表しているのに日銀は公表できないという理由はないと思います。

では、続きまして、一昨日、与謝野大臣に質問しましたが、外為特会から民間銀行にドル資金を貸し出したらと、そのことに對して、いやいや、民間銀行は難しいけれども、日本銀行だつた

ら要請があれば貸し出しますよと、こういつた御所見をいただきました。

それで、例えばJIBCに出しているような条件、期間五年で、ドルLIBORプラス三〇%で、若しくは、日本銀行ですから、ドルLIBORフ

ラットで日本銀行が財務省からお金を借りまして、期間五年でメガバンク等にドルを貸し出す。

当然、メガバンクは、トヨタ、ホンダ、ソニー等の海外現法、若しくは日系の会社でドル資金繰りに困っているところに貸出しをする。こういつたことをされるおつもりはないでしょうか、質問します。

○参考人(白川方明君) お答えいたしました。

最初にドル資金繰りの状況全体についてお話ししますと、その上で今お尋ねのスキームについてお答えいたします。

まず、日本銀行のドル供給オペでございますけれども、米ドル資本市場の緊張の高まりということもを受けまして、金融市場の安定を確保するためには海外中央銀行と協調しまして実施しているものでございます。こうした措置の趣旨を踏まえまして、貸出しの条件につきましては、先ほども触れましたけれども、各主要国共通でございまして、つまり固定金利、金額無制限、貸出期間は三か月以内ということになつております。

その際のドル供給オペの資金調達、米ドル資金の調達でございますけれども、これは金額、それ

は協調的な枠組みで行つているということについては是非御理解を賜りたいというふうに思つてお

ります。それから、米ドル資金の最終的な供給主体であります米国FRBとの緊密な連携が求められるということ等にかんがみまして、これはFRBとのスワップ協定によつて、取極によつて資金を調達しております。

こうした枠組みの中で、日本銀行による潤沢なドル資金供給の効果もありますし、現在、全体としましては日本の金融機関のドル資金繰りについて大きな問題は生じていません。ただし、現在は異識しております。

その上で、長期のドル供給ということでございまますけれども、実はこれ、通常、例えば円の資金供給ですと日本銀行、米ドルでありますとFRBが供給するということで、それぞれ自国通貨、それぞれの通貨の発行国の中央銀行が資金供給のオペレーションを行つております。ただ、現在は異例の措置として、米ドルについて、FRB以外の中央銀行であります欧州中央銀行、日本銀行あるいはイングランド銀行等が金額無制限で供給を行つております。

そのときに、実は、米ドルの発行国ではない国、つまり日本が、米ドルの発行国であるFRBのオペレーションの期間、今これは三か月でございますけれども、それを超えて長期のドル資金供給を行いますことは、これはFRBの金融調節にとってこれは攪乱的な影響を与えることになります。

これは、逆のことを言いますと、例えば日本銀行が今資金の供給オペレーションを行つておりますけれども、海外の中銀が日本銀行の行う期間を超えてどんどん資金供給を行うということを考えています。それがお分かりいただけるというふうに思ひます。そういう意味で、現在はドル資金の調達についてはFRBから賄つておるというこ

とでございます。

○大久保勉君 分かりました。この件は、財務省に言つたら、外貨の供給は日銀の仕事だと、日銀

に聞いたら、いやいや、これは自分の仕事じゃないでございます。

いと。お互ににらみ合つて真ん中にボールが落ちているような状況で、若干がつかりしました。もちろん、今JBICがドル資金を供給しておりますからそこにしばらくは頼りたいと思いますが、将来的には、もしドル貨の資金繰りが厳しくなりまして日本の輸出を担つています大手企業がおかしくなった場合に、是非これは邦銀とともに日本銀行はその役目を担つてほしいと思います。これは意見だけです。

動をいたします。そうしますと、実は資金を供給する局面だけじゃなくて吸収する局面も出てまいります。そうしますと、長期国債をあるときは買い、あるときは売ることで売つたり買つたりになつてしまいまして、そうしますと、これはかえつて市場に攪乱的な影響が出てくるというふうになります。そういう意味で、ここで申し上げたいことは、長期と短期と両方のオペを活用した方が円滑に資金が供給をできるということあります。

れによりますと競争入札を増やすということになつていますが、この資料の一を見てください。実際に、平成十九年、各弘済会等は事実上ほとんどが随意契約で、競争入札といいますのはわざか三%とか、あるところはゼロ%でした。平成二十年はどうかといいましたら、結局は、平成二十四年の四月から十一月、一番上の表を見てもらいたいんですが、こちらでもほとんど一%とかゼロ%。例えば東北建設協会は一・一%と、ほとんど競争入しがなされていふよ、こゝの状況で。

式での一般競争入札を五割程度採用をしているといふことでござります。

れによりますと競争入札を増やすということになつていますが、この資料の一を見てください。実際に、平成十九年、各弘済会等は事実上ほとんどが随意契約で、競争入札といいますのはわざか三%とか、あるところはゼロ%でした。平成二十年はどうかといいましたら、結局は、平成二十年の四月から十一月、一番上の表を見てもらいたいんですが、こちらでもほとんど一%とかゼロ%。例えば東北建設協会は一・一%とほとんど競争入札がなされていないという状況です。

式での一般競争入札を五割程度採用をしているといふことでござります。

日本銀行の国債買入比率は、年々増加の一途を辿っています。

それから、もし目的が財政ファイナンスあるいは国債金利の安定ということになつてまいりますと、これはむしろ国債の発行に悪影響が出てくるというふうに思います。つまり、金融政策は物価の安定を通じて国民経済の健全な発展に資すると、こういふことがございまして、それと

入木がなきわでいたいといふものがです。こういつた状況に関しまして、国土交通省、平成二十一年度予算は何らかの改善をいたします。**質問します。**

申しますと業者の規模によりまして専門式を選択しておりますので、件数ベースで見ても金額ベースで見てもさほどの変わりはないといふうに思つております。

○参考人(白川方明君) お尋ねは、いわゆる銀行券ルールとの関係での御質問かなというふうに思います。先生、銀行券ルールについても十分御承知のことではありますけれども、改めて御説明をさせていただきたいというふうに思います。

銀行券ルールを撤廃して金額をもつと思い切つて増やしてはどうかということだと思いますけれども、その際、目的は何かということを考えてみる必要があります。

の安定を達成して国民経済の健全な発展に資するということが目的でございますけれども、それ以外の目的に金融政策を割り当てますと、これは最終的に投資家が円の価値に対する信認を失うおそれがあるということで、これはかえつて国債の発行にとつてもマイナスだというふうに思います。そういう意味で、日本銀行としてはこれからも資金の、金融市场の安定のために潤沢な資金供給を行つてまいりますけれども、そのときには長期国債と短期のオペと両方を活用することが大事だというふうに思っております。

○大久保勉君 銀行券ルールに関しては、また別の機会で時間をいただきました質問をしたい

弘済会関連業務の二十一年度の発注につきましては、現時点で入札公告をしたものについて見ますと、総合評価方式での一般競争入札を五割程度採用しているところでございます。
念のため申し上げますと、先生の御提出の資料は、これは、今私申し上げた五割程度と申しますのは発注ベースの話でございます、先生の御資料は受注ベースの話でございますのでちょっと多少違うかと思いますが、一般競争ですと受注ベースのコントロールは我々できませんので、発注ベースでお答えさせていただきます。

○政府参考人(西脇隆俊君) お答え申し上げま
競争的な入札にすることを約束できません
か。 競争的な入札にするということを約束できません
か。 ここに關しても是非、これは予算委員会でもい
ろいろ議論をさせてもらいました。ですから、こ
こに關しましても是非、弘済会と同じように、取
引の半分は平成二十一年度一般競争入札、つまり
省ですと。つまり、ほとんどが国土交通省の取引
はこのセンターの収入のうち七六%が国土交通
省ですよ。平成十八年は七八・九%が国土交通
省ですと。つまり、ほとんどが国土交通省の取引
先です。天下りも相当の数が行っています。

もし円資金について潤沢な資金供給を行うこと
が必要であるということですと、その場合には、

と思います。今日は大幅に予定が狂いましたので、最後の質問に行きたいと思います。

さつて結構でござります。

保全センターにつきましては委員からいろいろ
す。

これは長期のオペレーション、長期の資金供給手段とそれから短期の資金供給手段、この両方を使つて実行ができるということでございます。長期の国債オペをやらないと資金供給ができないということじやなくて、その両方が必要であるとうふうに思います。

これは、附則の百四条に不斷に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに書いてあります。これに関連しまして、本日は国土交通省と防衛省の無駄に関して質問をしたいと思います。

今、弘済会と取引しているすべての取引のうち、五割の件数を競争的な入札にすることによってよろしいですか。

御指摘をいただいておりまして、まず資料にござりますよう、例え十八年度で八十二億円センターが契約しておりましたけれども、最新の時点です、十二月末時点の契約額で見ますと三十八億円ということで、まずセンターが国土交通省と契約している金額については半減以下にということが

配付しました資料に、平成十九年十二月二十六日に、国土交通省における随意契約の総点検、見直しについてということで資料がございます。これに関して国土交通省に質問したいんですが、こ

年度、二十一年度は、そういう意味では試行かと思ひますけれども、今申し上げたのは、二十一年度につきまして件数で、現時点で入札公告をしているものにつきまして一般競争入札、総合評価方

ざいます。
それから、契約方式につきましては、そのうち
例えばMICHIシステムというものがございま
すけれども、これは著作権に関係ないような業務

理由でやらなかつたんだと、こんなことで済むんですか。

○國務大臣(与謝野馨君) これは大臣規範は内閣官房でやつておりますから、私、申し訳ないんですけど、私が判断すべきことではないと思つております。

○大門実紀史君 いやいや、あなたの副大臣が閣議決定を守らなかつたことについていかがお考えですかと聞いているんですよ。それによつて私の判断は変わつてくるということです。

○國務大臣(与謝野馨君) 守れたか守れなかつたかという判断が内閣官房であると思いますので、それによつて私の判断は変わつてくるということです。

○大門実紀史君 まず、何で三月二日に売却されたのですか。

○副大臣(平田耕一君) 名義変更の要請が年度内ということでおございまして、それも当然のことであると思って、その期日にしたわけあります。

○大門実紀史君 このチヨダの株は赤字決算などで下がるであろうと、今度決算出れば間違いくつ下がるだろと言われた株でございます。それをわざわざ、先ほど市場価格だと云々と言われましたけれども、市場価格のさらに倍近い金額で売るよ。下がるであろう株を、下がる前に今の市場価格よりも倍近い、さらに高値で売る。

これは、買つた方はゼロシステムですか、これもあなたがオーナーに近い、九割出資されている会社ですよね。買った方にとつて、まずあなた自身がそれで、先ほどそんな現金動いていませんと言つていまつたけれども、現金動かなくつたつて利益はあなたに来るわけですね。そういうことでしよう。株、売却されたわけだからね。関係ないですよ、現金動か動かないかは。それをどうするかは別の問題ですからね。あなたがその利益を得て、しかも買つた方のゼロシステムは、これ買つた後株が下がるわけですね。下がるわけです。そうすると、あなたは自分の会社を使って、両方とも自分が関係ある会社を使つて自分だけ利益を得て片方に損をさせると、損失を生ませると

いう可能性が非常に高いわけです。これ、分かれります、間もなくね、間もなくはつきりいたしますけれども。

そうなつたら、この仕組みというのは、インサイダーという話もありましたけれども、そのゼロシステムの関係者に対するあなたの責任だつて問われるんですよ。そうなつたら。分かりますか、この事の重大さを。もちろんインサイダーという疑いも十分ありますけれども。

○副大臣(平田耕一君) 百十二万株の価格の問題でありますけれども、それは私は適正な価格であるなど今でも思つておりますけれども、それ以上、今個別銘柄の価格申し上げてもしようがないんですけれども、私はそう思つておりますけれども。

○大門実紀史君 それは平田さんにとっては適正な価格なんですよ、もうかりますから。ほかに持つている人はどうするんですか。ほかに株持つてゐる人はどうするんですか。その人たちにとって適正なんですか。あなたがそんな倍近い値で売つちゃつたつてこれ適正なんですか。ほかの人はどうするんですか。二百七十円の持つていませんが、五百五十円で二百九十円で持つてある人はどうするんですか。二百九十円ですか。売れないじゃないですか。五百五十円ですか。五百円以上で。そういう人のこと考へないんですか。自分にとって適正なことしか言つていなければ。

○大門実紀史君 合法的かどうかさえこれ疑われますよ、後々。インサイダー含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだと。何が悪いんだと。

しかし、これ道義的責任だけじゃなくて、これ本当に合法的かどうかから、やつちやいけないことをやつていないんだから、やつちやいけないことをやつていますよ。仮に今、別に相対でやつたんだから、やつちやいけないことをやつしていないんだから、やつちやいけないことをやつていますよ。

○大門実紀史君 やつちやうというの、道義的というか政治的

やつちやうというの、道義的というか政治的といふの、副大臣ともあろう人がそんなことやつたら、全然認識ないんですか、市場関係者に、そういう

株を持っている人たちに、チヨダの株を持つている人たちにね。自分で得してほかの人たち売るに売れないんですよ、五百幾らなんて。そういうこと考へないんですか。あなたが、こんなものに言われなくなつたつて、まずかつたなと思って即刻やめられるのが普通当たり前だと私は思うんですけれども。そんな感覚何にもないんですか、あなたは、本当に

○委員長(円より子君) では、速記を起こしてください。

○副大臣(平田耕一君) 今はチヨダの経営には何かわっておりませんけれども。そうですね、価格の点は普通こういう取引、百十萬株であれば、私ども売る立場としましてはやっぱり純資産価格というものと、それも自分は参考にいたしましたし、それと、それはまあどこであれ、私はそれが、この取引においては適正価格だと思っておりますけれども。

○大門実紀史君 聞いたことに答えてください。

○副大臣(平田耕一君) ほんとにどうなんですか。同じことはほかの株主にとってどうなんですか。同じことは言わないよ。ほかの株主にとってどうなんですかと。あなただけ五百幾らで売り抜けたということはどうなんですか。

○大門実紀史君 ほんとにどうなんですか。同じことはほかの株主にとってどうなんですか。同じことは言わないよ。ほかの株主にとってどうなんですかと。あなただけ五百幾らで売り抜けたということはどうなんですか。

○副大臣(平田耕一君) 五百五十円で二百九十円で持つて何を言つんですかと、何か言つことないんですかと申し上げたんです。

○副大臣(平田耕一君) 御指摘でござりますけれども、やはりこれはこれの取引でござりますので、私はそれを実行したというだけでござりますけれども。

○大門実紀史君 ジャスダックでしよう。ジャスダックに上場しているところでしょう。考えてくださいよ、ジャスダックつて、もちろん東証だけ大事だけれども、みんながそこに資金を入れて、伸ばそうというふうな機運の高いところですね。そんなところで、あなたが今まで何の認識もなく、少数株主のこと何の認識もなく、自分の利益だけ考えてやられたというのよく分かりました。

○大門実紀史君 私に指摘されて、その上でも少数株主の人たちに、どうしてそれが仕方がないんだというこ

の点は普通こういう取引、百十萬株であれば、私

かわっておりませんけれども。そうですね、価格の点は普通こういう取引、百十萬株であれば、私

もお答えを申し上げましたけれども、株式の価格と云々するのなんですが、私は一言も発言をいたしており考えて相対取引が正しいというふうに思つておりますし、価格も適正であるというふうに思つてます。それは申し上げました。それは申し上げました。それは申し上げました。

○副大臣(平田耕一君) ほんとにどうなんですか。同じことはほかの株主にとってどうなんですか。同じことは言わないよ。ほかの株主にとってどうなんですかと。あなただけ五百幾らで売り抜けたということはどうなんですか。

○大門実紀史君 ほんとにどうなんですか。同じことはほかの株主にとってどうなんですか。同じことは言わないよ。ほかの株主にとってどうなんですかと。あなただけ五百幾らで売り抜けたということはどうなんですか。

○副大臣(平田耕一君) 五百五十円で二百九十円で持つて何を言つんですかと、何か言つことないんですかと申し上げたんです。

○副大臣(平田耕一君) 御指摘でござりますけれども、やはりこれはこれの取引でござりますので、私はそれを実行したというだけでござりますけれども。

○大門実紀史君 ジャスダックでしよう。ジャスダックに上場しているところでしょう。考えてくださいよ、ジャスダックつて、もちろん東証だけ大事だけれども、みんながそこに資金を入れて、伸ばそうというふうな機運の高いところですね。そんなところで、あなたが今まで何の認識もなく、少数株主のこと何の認識もなく、自分の利益だけ考えてやられたというのよく分かりました。

○大門実紀史君 本当に合法的かどうかから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだと。何が悪いんだと。

しかし、これ道義的責任だけじゃなくて、これ本当に合法的かどうかから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだと。何が悪いんだと。

○大門実紀史君 本当に合法的かどうかから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだと。何が悪いんだと。

しかし、これ道義的責任だけじゃなくて、これ本当に合法的かどうかから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだと。何が悪いんだと。

○大門実紀史君 本当に合法的かどうかから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだと。何が悪いんだと。

しかし、これ道義的責任だけじゃなくて、これ本当に合法的かどうかから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだと。何が悪いんだと。

○大門実紀史君 本当に合法的かどうかから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだと。何が悪いんだと。

○大門実紀史君 本当に合法的かどうかから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだと。何が悪いんだと。

○大門実紀史君 本当に合法的かどうかから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだと。何が悪いんだと。

○委員長(円より子君) では、速記を起こしてください。

○副大臣(平田耕一君) それは大久保先生の質問にもお答えを申し上げましたけれども、株式の価格と云々するのなんですが、私は一言も発言をいたしており考えて相対取引が正しいというふうに思つております。私は自分の、自分の取引は考えてそれ間違つておらないと今でも思つておりますけれども……(発言する者あり)だから、それについては御指摘いただきましたので……(発言する者あり)一遍冷静に考えてみたいと思いますということは申し上げましたけれども。

○副大臣(平田耕一君) ほんとにどうなんですか。同じことはほかの株主にとってどうなんですか。同じことは言わないよ。ほかの株主にとってどうなんですかと。あなただけ五百幾らで売り抜けたということはどうなんですか。

○大門実紀史君 ほんとにどうなんですか。同じことはほかの株主にとってどうなんですか。同じことは言わないよ。ほかの株主にとってどうなんですかと。あなただけ五百幾らで売り抜けたということはどうなんですか。

○副大臣(平田耕一君) 五百五十円で二百九十円で持つて何を言つんですかと、何か言つことないんですかと申し上げたんです。

○副大臣(平田耕一君) 御指摘でござりますけれども、やはりこれはこれの取引でござりますので、私はそれを実行したというだけでござりますけれども。

○大門実紀史君 ジャスダックでしよう。ジャスダックに上場しているところでしょう。考えてくださいよ、ジャスダックつて、もちろん東証だけ大事だけれども、みんながそこに資金を入れて、伸ばそうというふうな機運の高いところですね。そんなところで、あなたが今まで何の認識もなく、少数株主のこと何の認識もなく、自分の利益だけ考えてやられたというのよく分かりました。

○大門実紀史君 本当に合法的かどうかから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだと。何が悪いんだと。

しかし、これ道義的責任だけじゃなくて、これ本当に合法的かどうかから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだと。何が悪いんだと。

○大門実紀史君 本当に合法的かどうかから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだと。何が悪いんだと。

しかし、これ道義的責任だけじゃなくて、これ本当に合法的かどうかから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだと。何が悪いんだと。

○大門実紀史君 本当に合法的かどうかから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだと。何が悪いんだと。

○大門実紀史君 本当に合法的かどうかから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだと。何が悪いんだと。

○大門実紀史君 本当に合法的かどうかから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだと。何が悪いんだと。

○大門実紀史君 本当に合法的かどうかから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだと。何が悪いんだと。

○大門実紀史君 本当に合法的かどうかから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだから、やつちやう含めて、背任含めて形で何も、別に相対でやつたんだと。何が悪いんだと。

第五部 財政金融委員会会議録第十一号 平成二十一年三月二十六日

【参議院】

で、日本のGDPのかなりの部分はそこの部分で稼いできた部分だつたと、私はそのように理解をいたしておりますが、それで景気回復が、少しずつではありますけれども、確実に回復しつつあつたというのが現状というか、これに至るまでの現実、だつたと思つております。

しかしながら、昨年の前半くらい、特に後半はリーマン・ブラザーズの九・一五のあの騒ぎ以来、少なくともアメリカからの金融危機に端を発

して、これが世界中に波及した結果、世界の経済が急激に実体経済にも金融が大きく影響して、結果として世界経済全体の減速を招いた。

本の景気も対米輸出、対中輸出、いずれも激減をするという結果を招いた。それが今の国内の雇用の問題に響いてみたり、特に輸出関連の企業、自動車とか家電とかいろいろ、そういうところの急速な景気の悪化若しくは営業不振というようなものを招いていったんだと思つておりますので、そういう情勢が、今なかなかまだ底が見えてきていないというところが今厳しい情勢にあるんだと、私自身はそのように思つておりますので。これに関連して、自動車関連、家電関係含めまして輸出に関連する企業に勤めておられる方々の雇用がそれに影響を大きく受けているというように理解をいたしております。

○大塚耕平君 今、リーマン・ショックからの経緯をお話しいただいて、輸出が減少していることがこの状況の大きな原因だということで、要因の一つとして輸出ということを挙げていただいたんです。

私は前も申し上げましたけれども、経済に強い麻生総理というキヤツチフレーズで御登場になられたので、本当に期待を申し上げておったわけであります。だから、今、日本経済がこうなつている要因として一つは輸出があんと減つたと、これはそのとおりであります。その結果、需給ギャップが発生している。この需給ギャップが大

きい」ということが要因の二つ目であります。そして、その結果、企業の業績が悪いので資金繰りが大変厳しくなっている。業績が厳しく資金繰りが厳しいということになると、やむを得ず雇用を切らざるを得ないということで雇用情勢が厳しくなっている。そして、こういう日本経済全体の状況を反映して株価が、まあちよつとこのところ上がっていますけれども、株価が大変厳しくなつて

いろんな説明はできますけれども、今総理が輸出とおっしゃってくださったので、私は今のこの日本経済の大変厳しい状況について五つ要因を挙げました。輸出が減っていること、その結果として需給ギャップが大きくなつたこと、企業の資金繰りが厳しくなつたこと、雇用をどんどん切つていること、そしてその結果日本全体に対する信頼が厳しくなつて株価が低迷していること。あえてこの五つに絞らせていただいて、総理にお伺いしますが、この五つの要因にそれぞれ今どういう手を打つておられて、そして今後どうしたいと思つておられるのか。

もう今日は、私も、それこそ平田副大臣に対してもそうですが、私たちは困らせようとか、そんな

なつもりは全然ないんです。本当に厳しい局面だから、忌憚のない議論をさせていただきたい、そして、総理がきっちとした御認識と覚悟を持つておられるならば、しっかりとこの予算案について

は採決に臨ませていただきたいと、こう思つてゐるわけでござります。

もう一回申し上げます。輸出の減少、需給ギャップの拡大、そして企業の資金繰り、四番目が雇用、五番目が株価、それぞれについて今どう

いう対策を打つておられて、今後どうされますか。
○内閣総理大臣(麻生太郎君) 最後に言われた株
価の方からいってみます。
株価、これは、正直申し上げて、政府が介入す
るべきような種類のものであるかと言われると、
これはなかなか御意見の分かれるところだと思つ
ております。

しかし、殊ど「うものこ対しては、少なくとも

取つていたがひとりして

る部分と、うのは非常

空売りなどというものがいろいろ、ばっこしたていう表現がちよと言い過ぎかどうか分かりませんが、少なくとも昨年、いろんな形で急激な株安を招いていたものの中、やっぱりこれまでの規制の緩和によつていろんな形での、空売りを含めましていろいろなものの、外資の売りを浴びてみたり、そういうふうなものに関しては、少なくとも日本の会社で自社株を買つてもい

に大きな部分だと思います。

しかし、私が一番気になりましたのは、全国でやつぱり七割の人を抱えております中小・小規模企業においてます資金繰り、これが昨年末、今年度末というものを考えたときに、こここの資金繰りが付かないために黒字でも倒産する、イコール失業が生まれるということは最も避けねばならぬと思いました。

いようにしてみたり、いろんなことをさせていた
だいたと思いますが、ただ、この株価に対しても政
府が安易に介入するというのは、為替の介入ほど
ではないにしても、基本的に、株式というものは
市場に任せられてしかるべき種類の最も資本主義
の中における大事な部分だと思いませんので、株価
対策につきましては節度をある程度守りながらや
らないとえらいことになる。

ただし、株価が急激に下がって何千円を割りま
したとかいうことになつてきますと、これは各企
業が自分で持つておられる保有株の資産が下がる
ことになりますので、銀行にしてみれば、持株
の資産が下がること、イコール自己資本比率が下
がりますので、結果として金が貸せないという二
次波及効果が出てくるという部分は、これは経済
全体を考える上では十分に配慮してしかるべきと
ころだと思っておりますので、株価に対してもはし
かるべきなことをということをいろいろ考えてお
るのは事実です。ただ、これをやると言つた途端
に、逆に買われたり売られたり、難しいところだ
といふのはもう大塚先生よく御存じのとおりで

資金繰りにつきましては、これは日銀、よくお詳しいところだと思いますが、C.P.やら何やらを日本銀行、これは我々がやらせたわけではありません、これは日銀の独立性の観点に立つて白川総裁自ら判断をされておられますので。政府がやつたと言ふと、これはなかなか発言としては注意すべきところだと思いますが、C.P.などを買ひ

取つていたぞひきりしてまる部分と合うのは非常

遭つてきたのは、我々も三十年もこの辺におりましたと経験則で分かっておりますので。それは大塚先生との間で、でいえば話はなかなかですけれども、これ議事録も残つたりして、これまた、あしたまたもう一回なんて話になると話が込み入りますので、うかつなことは申し上げられませんが。私もから見まして今の状況というのは極めて厳しい情勢にあると思っておりますので、昨年予算を編成した時期に比べて更に悪くなってきた部分というのがありますので、我々としては、これが逆に良くなつてくる部分あるかもしれない、石油がもつと下がるかもしれませんし、いろんなことを考えなければいかぬとは思つておりますが、十分にいろいろなことを考えてあらかじめ対応しておくるという必要はあるうと思ひますので、与党に対しては、いろいろな意味で検討するよう、ただし自先の話だけじゃなくて中長期的なものを考えてやつてもう必要があるといつて、少なくとも全治三年と言つたんだから、少なくとも複数年度でこういつた計画は考えてしかるべきではないかと。予算でいうと大体単年度ということになります。しかし、複数年度でいろんな計画を考える必要があるのではないかというような話を与党に指示しておりますということは事実であります。

○大塚耕平君 今非常に、複数年度のこと、大事なことをおっしゃったんですが、その前に一個確認させていただきます。だから、この予算で、来年度、日本経済の成長率がゼロ%という前提で今やつておられるんですよ。これ、変えるんですね。我々も補正予算必要だと思ってるんですよ。だから我々も提案します。金融対策についていろいろ提案させていたいいるのを各省庁にも参考にしていただいていると思いますので、我々としても大変感謝もしております。景気対策も思つてゐるんですよ。それは来年度がゼロ%であるわけがないと思つてゐるからです。だけれども、皆さんの今の予想は、閣議決定で、この間も

申し上げたけれども、まだゼロ%なんですよ。
総理、IMFは日本経済の来年度の見通しを何%にしたか御存じですか。

○国務大臣(与謝野馨君) IMFの最新の予想はマイナス五・八でございます。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 三月三十一日が終

まるまでの何とも申し上げられない度々申し上

げておる

おりでありますので、四月に入りました

て四月一日から、関連法案含めましてすべて通過

を参議院でしていただき後、我々として四月以降きちんと対応して、それがIMFが言うほどが、見直され、平成二十一年度の日本経済の成長率見通しを出し直すということを約束してください。これは大事な点なんですよ。

だから、補正予算、次もし出されるなら、その前に閣議決定を、余り過去に例のないことですが、見直され、平成二十一年度の日本経済の成長率見通しを出し直すということを約束してください。これは大事な点なんですよ。

○国務大臣(与謝野馨君) 平成二十一年度の当初予算が衆議院で審議されておりますので、恐れ多くもそれの補正予算という話は私どもはできなと思つております。

ただし、我々が予算を作りましたときの予想と

いうのは、〇・〇%という話で予算編成をしておりまして、これはその後出てきましていろいろな統計数字とは余りにも懸け離れている。これをどうするのかという宿題は、当然、当初予算が通つた後も残ると思つております。

○大塚耕平君 いや、総理、リーダーシップです

よ。内閣府、そのためにはどうする

の議論でございませんし、なぜこんなことを申し上げるかといふと、成長率だけじゃなくてほかの経済指標も、どういう的確な見通しを持っておられるかというのは、飛行機の操縦で例えると計器板に的確な指標が出てるかどうかと、この指標が間違つていたら操縦を誤るんですから。だから、是非、ほぼイエスというお答えを与謝野大臣からいただいたと思つておりますので、麻生総理もその方向で御対応いただきたいと思います。

さて、そこで経済対策やるために財源が必要なんですね。それは我々も重々承知しております。

今日お手元に資料を配らせていただきました。実は、今週の月曜日の予算委員会で農水省の数字だけ出させていただきたいんですが、各省、我々の手元で集計できる特別会計と、独法、公益法人等の剩余金の数字をここに書かさせていただきまし

た。

そして昨日、この財政金融委員会では東京大学

の大学院の醍醐先生という方に参考人としておいでただいて、やはりこの剩余金の話を伺いましたところ、私のところで持つてた数字と非常に近い数字について御説明をいただいて、あ

るほどなと思いました。あるんです、剩余金とか不用額というのが。これを是非適切に使つていただきたいというふうに思つております。

それでもう一枚めくつていただきますと、總理、二枚目には農政資金の滞留と流出ということではもう大分前からこの話は与謝野大臣とはしておりませんので、どういうような数字にするかを含めまして検討をさせていただきだかねばならぬと思つておられます。

○大塚耕平君 余り作為的に作つてもらつたら困りますよ。

いや、もうこの来年度予算も審議も佳境に来ておりますから、もうとやかく言ひませんので、来年度の数字見直すかどうかとお伺いしたら、イエス・ウイ・キヤンとおっしゃつてください。それで。

是非、出してください。そうしないと補正予算の議論でございませんし、なぜこんなことを申し上げるかといふと、成長率だけじゃなくてほかの経済指標も、どういう的確な見通しを持つておられるかというのは、飛行機の操縦で例えると計器板に的確な指標が出てるかどうかと、この指標が間違つていたら操縦を誤るんですから。だから、是非、ほぼイエスというお答えを与謝野大臣からいただいたと思つておりますので、麻生総理もその方向で御対応いただきたいと思います。

さて、そこで経済対策やるために財源が必要なんですね。それは我々も重々承知しております。

今日お手元に資料を配らせていただきました。実は、今週の月曜日の予算委員会で農水省の数字だけ出させていただきたいんですが、各省、我々の手元で集計できる特別会計と、独法、公益法人等の剩余金の数字をここに書かさせていただきまし

た。

そして昨日、この財政金融委員会では東京大学

の大学院の醍醐先生という方に参考人としておいでただいて、やはりこの剩余金の話を伺いましたところ、私のところで持つてた数字と非常に近い数字について御説明をいただいて、あるほどなと思いました。あるんです、剩余金とか不用額というのが。これを是非適切に使つていただきたいというふうに思つております。

それでもう一枚めくつていただきますと、總理、二枚目には農政資金の滞留と流出ということではもう大分前からこの話は与謝野大臣とはしておりませんので、どういうような数字にするかを含めまして検討をさせていただきだかねばならぬと思つておられます。

○大塚耕平君 余り作為的に作つてもらつたら困りますよ。

いや、もうこの来年度予算も審議も佳境に来ておりますから、もうとやかく言ひませんので、来年度の数字見直すかどうかとお伺いしたら、イエス・ウイ・キヤンとおっしゃつてください。それで。

是非、出してください。そうしないと補正予算の議論でございませんし、なぜこんなことを申し上げるかといふと、成長率だけじゃなくてほかの経済指標も、どういう的確な見通しを持つておられるかというのは、飛行機の操縦で例えると計器板に的確な指標が出てるかどうかと、この指標が間違つていたら操縦を誤るんですから。だから、是非、ほぼイエスというお答えを与謝野大臣からいただいたと思つておりますので、麻生総理もその方向で御対応いただきたいと思います。

さて、そこで経済対策やるために財源が必要なんですね。それは我々も重々承知しております。

今日お手元に資料を配らせていただきました。実は、今週の月曜日の予算委員会で農水省の数字だけ出させていただきたいんですが、各省、我々の手元で集計できる特別会計と、独法、公益法人等の剩余金の数字をここに書かさせていただきまし

た。

そして昨日、この財政金融委員会では東京大学

の大学院の醍醐先生という方に参考人としておいでただいて、やはりこの剩余金の話を伺いましたところ、私のところで持つてた数字と非常に近い数字について御説明をいただいて、あるほどなと思いました。あるんです、剩余金とか不用額というのが。これを是非適切に使つていただきたいというふうに思つております。

それでもう一枚めくつていただきますと、總理、二枚目には農政資金の滞留と流出ということではもう大分前からこの話は与謝野大臣とはしておりませんので、どういうような数字にするかを含めまして検討をさせていただきだかねばならぬと思つておられます。

○大塚耕平君 余り作為的に作つてもらつたら困りますよ。

いや、もうこの来年度予算も審議も佳境に来ておりますから、もうとやかく言ひませんので、来年度の数字見直すかどうかとお伺いしたら、イエス・ウイ・キヤンとおっしゃつてください。それで。

是非、出してください。そうしないと補正予算の議論でございませんし、なぜこんなことを申し上げるかといふと、成長率だけじゃなくてほかの経済指標も、どういう的確な見通しを持つておられるかというのは、飛行機の操縦で例えると計器板に的確な指標が出てるかどうかと、この指標が間違つていたら操縦を誤るんですから。だから、是非、ほぼイエスというお答えを与謝野大臣からいただいたと思つておりますので、麻生総理もその方向で御対応いただきたいと思います。

さて、そこで経済対策やるために財源が必要なんですね。それは我々も重々承知しております。

今日お手元に資料を配らせていただきました。実は、今週の月曜日の予算委員会で農水省の数字だけ出させていただきたいんですが、各省、我々の手元で集計できる特別会計と、独法、公益法人等の剩余金の数字をここに書かさせていただきまし

た。

そして昨日、この財政金融委員会では東京大学

の大学院の醍醐先生という方に参考人としておいでただいて、やはりこの剩余金の話を伺いましたところ、私のところで持つてた数字と非常に近い数字について御説明をいただいて、あるほどなと思いました。あるんです、剩余金とか不用額というのが。これを是非適切に使つていただきたいというふうに思つております。

それでもう一枚めくつていただきますと、總理、二枚目には農政資金の滞留と流出ということではもう大分前からこの話は与謝野大臣とはしておりませんので、どういうような数字にするかを含めまして検討をさせていただきだかねばならぬと思つておられます。

○大塚耕平君 余り作為的に作つてもらつたら困りますよ。

いや、もうこの来年度予算も審議も佳境に来ておりますから、もうとやかく言ひませんので、来年度の数字見直すかどうかとお伺いしたら、イエス・ウイ・キヤンとおっしゃつてください。それで。

是非、出してください。そうしないと補正予算の議論でございませんし、なぜこんなことを申し上げるかといふと、成長率だけじゃなくてほかの経済指標も、どういう的確な見通しを持つておられるかというのは、飛行機の操縦で例えると計器板に的確な指標が出てるかどうかと、この指標が間違つていたら操縦を誤るんですから。だから、是非、ほぼイエスというお答えを与謝野大臣からいただいたと思つておりますので、麻生総理もその方向で御対応いただきたいと思います。

さて、そこで経済対策やるために財源が必要なんですね。それは我々も重々承知しております。

今日お手元に資料を配らせていただきました。実は、今週の月曜日の予算委員会で農水省の数字だけ出させていただきたいんですが、各省、我々の手元で集計できる特別会計と、独法、公益法人等の剩余金の数字をここに書かさせていただきまし

た。

そして昨日、この財政金融委員会では東京大学

の大学院の醍醐先生という方に参考人としておいでただいて、やはりこの剩余金の話を伺いましたところ、私のところで持つてた数字と非常に近い数字について御説明をいただいて、あるほどなと思いました。あるんです、剩余金とか不用額というのが。これを是非適切に使つていただきたいというふうに思つております。

それでもう一枚めくつていただきますと、總理、二枚目には農政資金の滞留と流出ということではもう大分前からこの話は与謝野大臣とはしておりませんので、どういうような数字にするかを含めまして検討をさせていただきだかねばならぬと思つておられます。

○大塚耕平君 余り作為的に作つてもらつたら困りますよ。

いや、もうこの来年度予算も審議も佳境に来ておりますから、もうとやかく言ひませんので、来年度の数字見直すかどうかとお伺いしたら、イエス・ウイ・キヤンとおっしゃつてください。それで。

是非、出してください。そうしないと補正予算の議論でございませんし、なぜこんなことを申し上げるかといふと、成長率だけじゃなくてほかの経済指標も、どういう的確な見通しを持つておられるかというのは、飛行機の操縦で例えると計器板に的確な指標が出てるかどうかと、この指標が間違つていたら操縦を誤るんですから。だから、是非、ほぼイエスというお答えを与謝野大臣からいただいたと思つておりますので、麻生総理もその方向で御対応いただきたいと思います。

さて、そこで経済対策やるために財源が必要なんですね。それは我々も重々承知しております。

今日お手元に資料を配らせていただきました。実は、今週の月曜日の予算委員会で農水省の数字だけ出させていただきたいんですが、各省、我々の手元で集計できる特別会計と、独法、公益法人等の剩余金の数字をここに書かさせて所提供之件は、特別会計、独立行政法人であるいは公益法人の中で返納できるお金がどのぐらいいあるのかと、そういうことかと思います。

○政府参考人(針原寿朗君) 農林水産省でござい

ます。お尋ねの件は、特別会計、独立行政法人

であるいは公益法人の中で返納できるお金がどのぐら

いあるのかと、そういうことかと思います。

特別会計につきましては、特別会計に関する法

律に基づいて会計の適正な処理に努めておりま

す。

す。当面使用の見込みがなく、一般会計の歳入に繰入れができるという財源は、現在のところないものと考えております。

その次に独立行政法人でございますが、独立行政法人は原則として中期目標期間ごとに適切な検討を行いまして、その終了時点に国庫に返納するかどうかということを見直して返納額を示すといふことでございますので、これ、今中期目標の中経過の段階でその額をお示しすることは困難であろうかと考えております。

第三点目の公益法人に対しましては、価格動向、社会情勢の急激な変化に対応をして準備しているわけでございますが、事業の必要性に応じて保有額の見直しを定期的に行つております。例えば平成十八年の行政改革推進本部決定におきましては、十二法人から、十八年から四年間、八百十九億円の返納を行う計画を立てております。平成二十年度末まで六百二十九億円……

○委員長(円より子君) 答弁は手短にお願いいたします。

○政府参考人(針原寿朗君) はい。

それから、二十年の決定におきましては、百九億円、四年間、これが九億円でございまして……

○委員長(円より子君) 針原さん、結構だそうでございます。

○政府参考人(針原寿朗君) 残る額は三百四億円の国庫に返納する計画になつております。

申し訳ございません。

○大塚耕平君 総理と真剣な議論をするために時間いただいているんですよ。こういうことをやっているから、官僚の皆さんには我々にとやかく言われるんですよ。確かに渡した財源はそれぞれ農水省の自分の財源だと思っているから、そこの審議の後に、いや、大塚さん、それはなかなか難しいと、特別会計とかに渡した財源はそれだけ農水省のある官僚の方が、月曜日の予算委員会の審議の後、いつやつておつしやつていたんです。おつしやつていたんです、財務省の官僚が。そういう実態を何とかしないと、総理、公務員改革も

うまくいかないし、また公務員の皆さんも、こういうところにメスを入れて一緒に日本の財政構造を改善しようという協力姿勢がないから公務員バッシングされるんですよ。あなた方がちゃんとやらないと、若い官僚の皆さん、みんなこの後大変なんだ。もう退職して逃げおおせたOBの皆さんとか今の幹部の皆さんはいいけど、若い人たちをどうするんだ、一体。もうそういう答弁はしないでください、農水省。

今の答弁された方に反省を求めます。ちょっとと一言言わせてください。

○政府参考人(針原寿朗君) 大変手際の悪い答弁をしたことを反省しております。

○大塚耕平君 別に、あなた個人が問題があつて怒つているんじゃないんです、私は。本当に、霞が関の皆さんも、一緒に改革しましようよ、これ。

(総理) そういう意味では質問には含めていませんけど、今度の内閣人事局、局長、これがまた経済が良くなつて、日本の国がいい方向に行くといふことが安定してきたところではまた平時の体制で官僚のトップの方をその局長に就けてもいいと思つてはいるんじゃないんです。あの局長ポストは政治理家の中でも、特に改革しましようよ、これ。結論でいいです。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 結論を申し上げます。

○政府参考人(針原寿朗君) 残る額は三百四億円の国庫に返納する計画になつております。

申し訳ございません。

○大塚耕平君 総理と真剣な議論をするために時間いただいているんですよ。こういうことをやつております。

○政府参考人(針原寿朗君) 残る額は三百四億円の国庫に返納する計画になつております。

申し訳ございません。

○大塚耕平君 総理と真剣な議論をするために時間いただいているんですよ。こういうことをやつております。

○政府参考人(針原寿朗君) 残る額は三百四億円の国庫に返納する計画になつております。

申し訳ございません。

ちょっとと余計なことで時間を費やしてしまいましたので、ちょっとと次の質問に移らせていただきたいのですが、総理、北朝鮮がミサイルを四月四日から八日間に発射するかもしないということを言つておられるわけあります。これ、破壊命令を出すというふうに報道では聞いておりますが、そういうことでよろしゅうございますか。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 北朝鮮のミサイルの話に関しましては、いろいろ新聞報道などで言われております部分、新聞で言われておりますのは御存じのとおりなんですが、基本的にこれはきちんとといったん文書を読まないと、いいかげんなことを言うと危ないから。北朝鮮が地域の平和と安定を損なう行動は慎むべきだと……(発言する者あり) これは笑いながら聞くところの話じゃありませんよ、これは。物すごく大事なところです。政府としては、北朝鮮が地域の平和と安定を損なうような行動は慎むべきだと考えておりまして、当然これは関係国、関係国というのは、これによつて影響を受けるであろう関係国と連携を密につつ、北朝鮮の発射そのものの自体を控えようとしているんじやないんです。あの局長ポストは政治理家の中でも、特に改革しましようよ、これ。結論でいいです。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 結論を申し上げます。

PAC3それからSM3の予算額について御質問ございましたけれど、平成二十一年度予算案におきましては、PAC3とSM3は、一発大体どのくらいでありますので、したがつて、基本的に最終的な結論は内閣総理大臣がやるということだと思つております。

○大塚耕平君 防衛省、数字だけ報告してくださいとお願いします。

○政府参考人(松本隆太郎君) お答え申し上げま

す。

PAC3それからSM3の予算額について御質問ございましたけれど、平成二十一年度予算案におきましては、PAC3とSM3ミサイル取得にかかる御質問ございましたけれど、平成二十一年度予算案におきましては、PAC3とSM3は、一発大体どのくらいでありますので、したがつて、基本的に最終的な結論は内閣総理大臣がやるということだと思つております。

ただ、日本としては、国連の安保理決議七一八によりまして、これは北朝鮮が衛星といえども、我々としては安保理決議違反であるという態度だけはアメリカ、日本共に同じ考え方をいたしております。

○大塚耕平君 よく理解できました。

仮に衛星だと言ひ張つても、安保理決議に違反するから対応するということであるならば、やはり政府関係者の皆さんも発言のところは、これミサイル、ミサイルって言わないので、相手を刺激しないためにも、相手が人工衛星だと言ひ張つて、国際ルールに基づいて打ち上げ日程を発表し、そして影響の出る海域についても発表していくわけですから、やはりそこは冷静に対応するべきだと私は思つております。冷静に対応し、本当

に日本の域内に落下するものがあれば、それは肅々と対応すればいいだけあります。そのことを申し上げておきますが。

これ見ますと、発射後十分程度で官房長官等が官邸に集まるとか、一時間後に安全保障会議を開くとかつて書いてあるんですよ。書いてある。初動マニユアルができるっていうんで、へえ、あの立派なものを作ったんだなと思って、下さいと言つたら、その四枚目が出てきたんですよ、四枚目が。四枚目は、これ左側は前回ミサイルが飛んだとき、二〇〇六年ですね。ちょうど私そのとき中国におりまして、小沢さんも一緒に行つておりますので、ミサイルが飛んだらすぐ王家瑞さんと面談をして中国に適切な対処を求めるといつて対応したんで非常によく覚えてるんですが、右側が、黒塗りにしたところが今回の対応なんですよ。私は、これ対応するのはいいことだと思うんですけど、防衛省の皆さん、ちゃんと聞いておいてくださいよ、これ機密性三の資料でしょう。最高機密ですよ。何で新聞社に渡っているんですか、これが。だれが渡した。防衛省。

○政府参考人(松本隆太郎君) 答弁申し上げます。

○政府参考人(松本隆太郎君) 答弁申し上げます。本資料については内閣官房から提出された資料ではないかというふうに思います。私どもが作成した資料ではございません。

○大塚耕平君 分かりました。じゃ、防衛省は無罪放免。

内閣官房、これ、だれが渡したんですか、新聞社に。

○委員長(円より子君) 原さん、来ていらっしゃいませんか。原内閣審議官。

○政府参考人(原勝則君) 内閣総務官室の担当でございまして、ちょっとこの問題については所管外でございますので。

○委員長(円より子君) 所管外でお分かりにならない。

大塚耕平君

○大塚耕平君 総理、今日、官房のだれかに聞い

ても何か答えるわけじゃないからいいですよ。私が申し上げたいのは、たるんでいるということもです。我々も、安全保障のことは大事だと考えております。

私も、民主党も、もちろんほかの政党の方もみんなそうだと思いますけれども、何ですか、こ渡していく。こんなんで P A C 3 とか S M 3 幾ら配備したってどうにもなりませんよ。人工衛星が仮に着弾するとしたら七、八分、総理の官邸に集まるのが十分後、安全保障会議が一時間後。

私、総理にここでお伺いしたい、約束してほしいんです。破壊措置命令を出してまで対応することは言つている今回、四月四日から八日と相手も発表している。そうであれば、官房長官、防衛大臣、外務大臣、総理大臣、官邸に泊まり込むべきでしょう。それが危機対応というものです。泊まり込んで対応すると、そうおっしゃってください。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 官房長官以下がどうするかについては今この場で答えることはできませんが、これは大塚先生、当然のこととして、危機管理監始めその担当部署の者はほとんど泊まり込んでいることは事実です。

○大塚耕平君 分かりました。それから、この資料、だれがリークしたかということを、ちゃんと責任を追及してください。——いや、これは、後ろから駄目よ、ささやいていたら。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) これはちょっと正直申し上げて、どこからどう出たって、総理府から出た、内閣府から出たということだそうですけれども、私ども、こういうものが出てくるという少なくとも、こういったような事態というのはこれまでと少し、大塚先生御存じのように、今までとは大分北朝鮮の対応も違っております。I S A F に言つてみたり、I M O に言つてみたりするところはこれまでありませんし、また、我々政

とははっきりしていますんで、私どもとしてはその対応をせねばならぬということを申し上げております。私たち、政治は全体となつてそのことをただしていかなきやいけない。財源は何十年も前にもういう認識で、かつ相手国は四月四日から八日つて言つてはいるわけですから、その間は官邸としてもまだと言ひ張つてゐる。これを何とかしまして、そんな十分後に集まるなんというんじゃなくて、その場にいればすぐ済む話ですから、泊まり込んで対応すると、そうおっしゃってください。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) おつしやられるのはともかく、事務のトップとしての官房副長官はやや国会を、あえて言わせていただきます、すばり、なめた対応をしておられる。発言も不遜。そのことはまたの機会に譲ります。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 今日はちょっと運営をしている官僚組織だから信頼を失うんで

は黒塗りでないと渡せないなんという、そういう運営をしてるんで、私どもとしてはそれをします。

私たち、政治は全体となつてそのことをただしていかなきやいけない。財源は何十年も前にもうつたものでも、いつたんもらつたら全部農水省のものだと言ひ張つてゐる。これを何とかしまして、そこをきちつとやつていただかないで、綱紀が緩むと官房副長官の御発言も緩むんで。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 今日は鴻池官房副長官もおいでになつておられます。が、政治家としての官房副長官がいろいろおつしやられるのはともかく、事務のトップとしての官房副長官はやや国会を、あえて言わせていただきます、すばり、なめた対応をしておられる。発言も不遜。そのことはまたの機会に譲ります。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 今日はちょっと運営をしてるんで、私どもとしてはそれをします。

○大塚耕平君 いや、私たちが、まあ今日は保障について御発言なられたことは、それは政治家としては言うべきことはちゃんと言うという姿勢はむしろ必要だと思つてゐるんです。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 日によって違います。

○大塚耕平君 私は、鴻池官房副長官がこの安全保険について御発言なられたことは、それは政治家としては言うべきことはちゃんと言うという姿勢はむしろ必要だと思つてゐるんです。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 総理は、ちょっとクレー射撃に例えて恐縮ですが、例えばクレー射撃のターゲットが、ターゲットもピストルの弾だつたらそれをクレー射撃で撃てますか。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 基本的には、法律的には違反です、御存じかと思いますが。これは、散弾銃で撃つべきところを実弾で発砲すると、いうことは警察のお世話になりますので、お答えようのしようがありません。

○大塚耕平君 御就任以来お伺いした答弁の中でも、そういうたることはしたことがありませんので、お答えようのしようがありません。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) は、一番かわしがうまくかつた御答弁だというふうに思いますが。

○大塚耕平君 ただ、私が申し上げたいのは、四月四日から八

日本までといふうに期間も明示されているからこそ、PAC3やSM3で場合によつては対応できることもあるらしい。しかし、こういうことになつてゐるわけなんですね。これ、予告もなくいきなりやられたら、クレー射撃で射撃姿勢で待つておられた飛んでくるものは撃てますけれども、全く構えがないときいきなりピストルの弾が飛んで、それをピストルの弾で打ち落とせるかといつたら難しいと思いますよ、私も。でも、是非そういうことも含めて、日本の安全保障のために的確に御対応いただきたいだけることを期待しておりますので、そのことはきつちりやつていただきたいと思います。

さて、最後になりますが、平田副大臣が横におられますけれども、平田副大臣、改めて今朝のこの新聞報道、そしてこの新聞報道をめぐつて大変この財政金融委員会の審議時間を費やしてしまいました。一体何が問題だというふうに指摘をされたのか、簡単に御自分の認識を御発言いただけますか。

○副大臣(平田耕一君) 大変御迷惑をお掛けいたしましたと思つております。

今日、皆様方に御指摘いただきました点、少數株主への配慮はいかがかという点と、それから党規違反の件につきまして重く受け止めさせていただいているわけであります。

○大塚耕平君 分かりました。

あえて整理しておきますけれども、いっぱい問題があるんです。まず、大臣規範に違反したこと。取引格が大変不明朗である。そして、そのことは結果として少數株主に不利益な結果となつていると。それから、平田副大臣御自身が九〇%の株主をしておられるゼロシステムの株主としては安く買える株を高く買ったわけですから、責任ということを考えられる。そして、大久保議員がおっしゃつたようなインサイダー取引の懸念も言われても仕方がない面がある。さらには、税法上の問題がある。これで五点です。六点目は、財務副大臣としての職務権限とかかわりのある分野で

私は今日はこれ以上、副大臣にはお伺いしません。ただ、今日出た話、大門さんも御議論いたしましたけれども、整理すると、細かいことを除いてもこの六点あるんです。とりわけ大事のは、冒頭申し上げました大臣規範にはもう明白に抵触しているわけですから、いかなる理由があつても。

総理にお伺いします。——じゃ、短くお願ひしますね。

○副大臣(平田耕一君) 私なりに考えてやつたことでございまして、御指摘いただいた点はよく一遍重く受け止めて整理をいたしてみたいと思っておりますけれども、価格もオープンでありますし、届出をしてオープンになつておりますし、その手法も全部公で、決してやましくは思つておりませんので、お言葉でございますが。

ただ、御指摘の点はよく分かつておりますので、一遍整理をしたいというふうに思つております。

○大塚耕平君 これ以上御発言いたぐと、繰り返しになりますけど、私たちは今日、何か本当に困らせようとか、そんなつもりで言つているんじゃないんです。当委員会で、私ももう八年在籍していますが、ここに、日本の株式市場を良くしたい、日本の証券市場を良くしたいと思つてずっと議論してきている人間からすると、全く認識がずれている、そういうお考えでその席に臨んでおられることが自体に私たちは危惧を感じているわけであります。是非そのことは御理解をいただきたいと思います。

総理、平田副大臣の問題及び先ごろ株屋発言をされましたので、これ当委員会は貯蓄から投資へとずっと議論しているんですよ、証券市場を良くしたいと思って、金融庁の皆さんも頑張つて。そういう中で、先般された発言について当委員会に對して何かおつしやることがないかといつのが一点と、そして平田副大臣の今回の件について大臣規範との関係で何かおつしやることがあれば、おつしやつてください。

○内閣総理大臣(麻生太郎君)　まず最初の株の話、株屋発言の趣旨ということだと思いますが、私も同じようにずっと貯蓄から投資へというのを最初に言い始めたのは多分自由民主党党政調会長のころだったと記憶しますんで、八年ぐらい前からこれを申し上げてきております。

ただ、残念ながら、株というものをやる場合、私のおります地方、いわゆる人口の少ないところですけれども、少なくとも株の売買は余り信用されていないという現実は真剣に考えてもらわねど困るのではないかというのが一番の趣旨であります。

少なくとも今でも、先生どういう都会に住んでおられるのか知りませんけれども、私は、ちょっと正直申し上げて株というものに関しては、かなりまだまだ、何となく貯金と株といつたらかなり意味合いが違っているというのが地方における今でもそういう認識が強い、これは残念ながらそういうことだと思っております。

是非そういった認識を改善してもらわないと何かぬのであって、貯蓄から投資へ、その流れを定着させていかないと、御存じのように、国債買つても一・三、安定した、ちょっと株の名前を言うと具合が悪いんで、安定した会社の株を買いますと配当率二・三とか五とかいうんであれば、差額は一%というんであれば、その分だけ明らかに配当を受け取る方としては大きいんだから、こちらの方がいいのではないですかと言つてもいや、株は下がるから、いや、あの人は信用できないから、みんな言うから、ちょっと待つてくださいと、いう話からこれはずっと長い長いあつたのでの、ような発言になつたのであつて、私の申し上げたのは別に差別とかそういう意味での意識ではありません。

二つ目、今の平田副大臣の市場外取引というこの説明の話なんだと思いますが、これは御指摘をいただいていることに関しまして五つ言われたんだと思いますが、いろいろ何で市場外取引を行つたか等々、これは副大臣が説明を申し上げて

いるんだと思いますけれども、引き続きこういったものに関しましてはしっかりと説明責任というものを果たしていってもらいたいと思つております。

○大塚耕平君 一応、まず我が党としての公式の見解をここで申し述べておきます。

平田耕一財務副大臣の市場外取引での株売却は明らかに大臣規範に抵触しており、麻生総理大臣の任命責任は極めて重いと考えております。よつて、平成二十一年度本予算に絡む国税二法案については、平田耕一財務副大臣の罷免若しくは辞任がない限り、採決には応じないこともあります。

これは我が党の公式見解でありますので、申し伝えておきます。

その上で、総理、株屋発言についても今、後ろから出てきた紙を使いながらいろいろお話しになりましたけど、もうちょっと素直に謝つていただいた方がいいと思うんですよ。やっぱり総理はそういうつもりで言つたことがないといつても、言葉というのは聞いた側の心証によつて伝わつていいわけですから、総理のこの間の御発言は、やっぱり証券市場にかかわっていた皆さんあるいはかかわっている皆さんにとっては、ええ、そんなことをおつしやる総理で本当に株買つて大丈夫とみんな思つちゃつたわけですよ。

だから、こんなことを後ろから出てくる紙で御答弁されるんではなくて、もうちょっと御自分の素直なお気持ちをおつしやつていただきたい方がいいと思うんですけど、繰り返しになりますのでやめときます。

いろいろお伺いをしたわけであります、この経済状況を何とかするためには、本当に与野党、経済対策や雇用対策では歩み寄るべきところを歩み寄つてきつちりしたことをやらないといけないと思つております。同時に、先般、与謝野大臣には総理のいらっしゃらない委員会のときに申し上げましたけれども、もちろん日本だけ良くなればいいなんという、そういうモンロー主義を申し上

げるつもりはありませんけれども、やっぱり日本との国益というものがあるわけありますから、サミットに行かれて、何を言われてもイエス・内イ・キャンでは困るんですよ。やっぱり、最後にはイエス・ウイ・キャンと言つていただいてもいいけれども、あるいはイエス・ウイ・ドゥーでもいいですけれども、その前に、一休あなた方は何をしてくれるんですか、あるいは日本はこう考へているということをきつちり御主張いただきたいんですが、我々、場合によつては IMF の出資の法案もきつちり御協力申し上げて、来週通せるような状況になれば通して、総理にサミットに行つたいたいと思っているんですけど、総理はサミットに行つて何を御主張される御予定でござりますか。

回り回つてそれらの国々と貿易関係を持つております我々にとりましても大きな影響を与える、たからというのがあれであつて、**国益プラス国際**回り回つて国益に戻つてくるところだと思つております。これがまず第一点です。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 先ほど大塚先生の御質問にもありましたように、間違いなく融に端を発して、今経済というものは、全体が用収縮が起きる、それが多分直接の理由だと申しますが、実物経済、実体経済に大きな影響を与えておるのは事実であります。したがいまして、ういつた景気が急速に悪化をしているという中であって、日本もその影響、実体経済において大きな影響を受けております。それに対応するため、総額今七十五兆円の経済対策というのを中心としていたんだこうと思っております。

が、過日、東京とそれから本四架橋、いずれも日曜日の日は、海ほたると言つたかな、あれの方が一・五倍、本四架橋が二倍の方にお見えをいただいて、利用していただいたというのはそれなりの効果があつたんだと思つております。
また、いわゆる地域活性化交付金というのが六千億、これも地方の首長さん方には物すごく効果があつておるだろうと思つております。そして、雇用創出というものを主に一兆円の特別交付税といふものを織り込んでおりますが、こういったもののを私どもは今回の予算、本予算を含めて一次、二次、まあ三段口ケットと申し上げておりますけれども、そういうふたものをきちんとやつていくことによつて、今申し上げたような景気の急速な悪化の引下げなどというのをやらせていただきましたが、過日、東京とそれから本四架橋、いずれも日曜日の日は、海ほたると言つたかな、あれの方が一・五倍、本四架橋が二倍の方にお見えをいただいて、利用していただいたというのはそれなりの効果があつたんだと思つております。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) まず最初にお断りしておきますが、イエス・ウェイ・キヤンなんという話は安易に言える話じゃないことぐらいは、もうこれまで日銀に長くおられたということなので、その種のことが安易に言えるはずもないことはもうよく御存じのことだと思っておるので、あえておまえは言うのかということを引つかけておられるのかと思いますけれども、今日は引つかれ質問はないという前提なので私どもは素直にその話を聞くのにやぶさかではありません。

ただ我々は、この前のときも今回のときも同様ですけれども、日本としての国益を考えた場合に当然のことなのであつて、IMFに金を出すとい

○内閣総理大臣(麻生太郎君) みんな七十何兆円
というけれども、あれはみんな複数年度なんですが、うちは単年度でやろうとしているというのでは、ほかの国と全然違うということだけはきちんと言わなきゃならぬところなのであって、日本が一番これに的確に対応している、是非おたかくらもやってもらいたいということだけは言わねばならぬところだと思っております。

○大塚耕平君 終わります。

○森まさこ君 自由民主党の森まさこでございま
す。本日は予算案の締めくくり総括審議におきま
して總理に質問する機会を与えていただきまし
た。

いかねばならぬと思つております。
生活者支援としては、いわゆるこの間スターさせていただきました定額給付金の話、また過最大級の住宅ローンというのを組ませていただいております。そして、これは地方とも関係しますけど、雇用創出のために四千億円との基金の創設などをやらさせていただいだります。

また、中小企業として、これも先ほど大塚さんの御質問の中にもありました、資金繰りの件についてはこれなかなか、資金繰りという言葉で商売したことのない方つて余り御理解をいたがないところなんですが、資金繰りというのは極

化に対応して、我々としては思い切った対策というものをやらせていただきたいと思つておる次第であります。

○森まさこ君　ありがとうございます。大変力強く感じております。

〔委員長退席、理事大塚耕平君着席〕

さて、金融危機下の諸外国の政策はまずは景気対策ですけれども、中長期的には財政再建ということを打ち出しておりまして、麻生総理におかれましてはこのことをいち早く打ち出されましたと承知しておりますが、中期的な目標として所得税法等の改正附則に盛り込まれております税制の抜本的な改革について、総理のお考えをお聞かせく

うのは、あれは御存じかと思いますが、増資ではなくて融資ですから、そういう意味では、我々としては融資をするに当たつて、今 IMF に多くの期待を、発展途上国、新興国が期待をいたしております。そういう状況の中であつて、少なくともそれらの国々に対応できる組織というのは IMF、世界銀行ということになります。その IMF、世界銀行がいわゆる資金が枯渇しているという状況にあつて、結果として多くの国々がうまく経済が、金融が回らないという状況は、

て、光栄に思つております。
景気状況、深刻であります。私の福島でも深刻な状況になつております。その中で総理は、景気対策を打ち出されました。諸外国にも引けを取らない大型の思い切つた景気対策であり、非常に力強さを感じております。

て大きなものであります。そういう意味では、信用保証とか貸出しに当たりまして、一次補正で約三十兆円の枠をつくらせていただき、おかげさまでそれなりの効果というものは、ほど数字でお答えしたとおりです。

また、税率というのも、中小企業は一八%、それを二二%から法人税率を一八%まで引き下げるということにいたしております。

また、地域の活性化ということに関して、いわゆる地方に関しましては、いわゆる高速道路料金の問題であります。そこで、今後、

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 景気等々、私は、
短期は大胆、中期はいわゆる責任と申し上げたん
ですが、やっぱり短期でいろいろな意味で財政出
動をするに当たっては、その裏付けとなるものに
関しましては責任を持つてやるというのが政府・
与党としての責任だらうと思っております。した
がいまして、こういったものをきちんとやりませ
んと持続可能な社会保障制度というのもなかなか
か維持できませんし、給付に見合った負担という
ださい。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 景気等々、私は、
短期は大胆、中期はいわゆる責任と申し上げたん
ですが、やっぱり短期でいろいろな意味で財政出
動をするに当たっては、その裏付けとなるものに
関しましては責任を持つてやるというのが政府・
与党としての責任だうと思つております。した
がいまして、こういったものをきちんとやりませ
んと持続可能な社会保障制度というのももなかな
か維持できませんし、給付に見合った負担という

の引下げなどというのをやらせていただきました
が、過日、東京とそれから本四架橋、いずれも日
曜日の日は、海ほたると言つたかな、あれの方が
一・五倍、本四架橋が二倍の方にお見えをいただ
いて、利用していただいたというのはそれなりの
効果があつたんだと思つております。

また、いわゆる地域活性化交付金というのが六
千億、これも地方の首長さん方には物すごく効果
があつておるだろうと思つております。そして、
雇用創出というものを主に一兆円の特別交付税と
いうものを織り込んでおりますが、こういったも
のを私どもは今回の予算、本予算を含めて一次、
二次、まあ三段ロケットと申し上げておりますけ
れども、そういったものをきちんとやっていくこ
とによつて、今申し上げたような景気の急速な悪
化に対応して、我々としては思い切つた対策とい
うものをやらせていただきたいと思つておる次第
であります。

○森まさこ君 ありがとうございます。大変力強く
感じております。

〔委員長退席、理事大塚耕平君着席〕

さて、金融危機下の諸外国の政策はまずは景気
対策ですけれども、中長期的には財政再建という
ことを打ち出しておりまして、麻生総理におかれ
ましてはこのことをいち早く打ち出されましたと
承知しておりますが、中期的な目標として所得税
法等の改正附則に盛り込まれております税制の抜
本的な改革について、総理のお考えをお聞かせく
ださい。

ものもお願いせにやいかぬということだろうと思つております。

したがつて、今般審議をいただいております二十一年度の税制改正法案の附則におきましていろいろ書かせておりますが、書いておりますが、経済状況を好転、良くなるということをさせることを前提として、遅滞なく、かつ段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十二年度までに必要な法制上の措置を講じることとさせていただいたということです。

これは社会保障というものは、これは少子高齢化が嫌でも進んでいくという前提に立ちますと、これは安心して年が取れないとかいろんな表現される方いらっしゃいますけれども、少なくとも先行き安心というものが非常に大きな要素だと思つておりますので、負担を先送りしないというためにもお願いをするものでありますけれども、少なくとも先行き安心というものが非常に大きな要素だと思つておりますので、負担を先送りしないというためにもお願いをするものであります。

○森まさこ君 ありがとうございます。よく分かるものです。安心、安全な社会をつくるために、少子高齢化が嫌でも進んでいくという前提に立ちますと、これは安心して年が取れないとかいろんな表現される方いらっしゃいますけれども、少なくとも先行き安心というものが非常に大きな要素だと思つておりますので、負担を先送りしないというためにもお願いをするものでありますけれども、少なくとも先行き安心というものが非常に大きな要素だと思つておりますので、負担を先送りしないというためにもお願いをするものであります。

今のお話の中で消費課税は社会保障給付に充てられるという御説明がございましたが、この社会保障制度の充実の中で、さらにこの附則の中に、個人所得課税について、子育て等に配慮するといふことで子育て支援について触れられていることだと思います。

そこで、私は、総理にお願いをしたいのは、子育て支援と同時に介護の支援の方についても税制の抜本改革の中で御配慮、御支援いただけないかと、これは今後のこととござりますけれども、思つております。

と申しますのは、少子高齢化が進んでまいります

して、少子化というのは、子供が少ないという問題もありますが、子供が生まれる出産年齢が高くなってきているという、そういう問題もあります。私も高齢出産でございますが、仕事をしながら子供を産むときに、どうしても出産年齢が高くなっていくという問題がございます。そうしますと、子育てと介護が一緒に来てしまうわけです。子供がまだ小さいうちに親の方も、出産をした年齢が高いわけですから親の年齢ももちろん高いわけでございますね。

そういう意味で、例えばですけれども、私の例

を取りますと、まだ子供が十歳でございます。第一子が十歳でございますが、二十歳になつたときには私の親は八十五歳になります。第一子の下にまだ第二子もいるわけでございます。子育てと介護が一遍に参りますと、家計に対する負担はこれ

はもう大変なものになります。大変なものになる

というよりも、成り立たないのではないかと思つてゐるんです。

総務省の全国消費実態調査、これは平成十六年

度の直近のものでございますが、これを見ても、子供の成長と家計の変化についての調査でございま

すが、夫婦と子供が二人ないしそれ以上いる場合、第一子が大学生になりますと可処分所得よ

り、赤字になつてしまふわけですね。第一子が大

学に入るとです。ちょうどそのころに、子育てに

そういう負担が掛かっているときに親の介護も

おつたところでありますので、税制抜本改革の

話を踏まえまして、ちょっとと抜本改革の際に配慮

があり得るのではないかということで検討させていただきたいと存じます。

○森まさこ君 ありがとうございます。

では次に、また総理にお伺いしたいのですが、消費者行政予算についてお伺いをしたいと思います。

予算の中で消費者問題に対応している部分についてお伺いをしたいと思います。

このところ、消費者事故、様々な、エレベー

ター等の製品事故、それからガス機器の、ガス湯沸器の事故もありました。それから、食品の事故

又は食品の表示の偽装、高齢者をねらった悪徳商

る少子高齢化現象の中、私は、社会保障の政策でもいろいろな提案をしていきたいとは思つていませんですが、是非、税制の中でも、子育てに併せた介護の方への支援も考えていただきたい

と思つております。この点についての総理のお考

えをお聞かせください。

法の横行など、消費者の安心、安全を脅かす問題が次々と発生をしています。さらに、世界的な金融危機に基づく不況の中で消費者事件というのはますます増加をするおそれがあります。

消費者事件というものは、買ってくれるお客様の安全よりも利益を重視してしまつたというのが、このところいろいろな問題で逮捕をされたり、記者おまけに、うちは祖母が極めて元気でしたので、どうして介護の方への支援も考えていただきたい

と思つております。この点についての総理のお考

えをお聞かせください。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 高齢出産、我が家もそうでしたからよく分かります。三十五、三十

七で二人産みましたけれども、三十五、三十七。

おまけに、うちは祖母が極めて元気でしたので、三世代なん

もそうでしたからよく分かります。三十五、三十

七で二人産みましたけれども、三十五、三十七。

おまけに

うことで、これは福田前総理のときから話がスタートしたんだと記憶します。

そこで、今回は予算の中においてどうするかということでお、一元的な消費者行政というものをする必要があるということで新たに九十三億円を計上させていただいてスタートをさせていただきたいと思つて消費者庁をスタートさせていただきたいと思つております。

もう一つやっぱり大事なのは、消費者庁というのが仮に霞が関にできたとしても、日本全国四十七都道府県におられる方々にとりましては、これは全然遠いところにありますので、やはり直接関係するところは、都道府県に置かれるそういう意味での地方の窓口というのがすごく大きい要素になるであろう。やっぱり安心としては大きいものだと存じます。

そういったものに対して、今度は逆に、県として予算がないからといって窓口がなくなつてみたり削られてみたりということになりますと、消費者庁はできたわ、地方の窓口は逆に減つたわということになるのではないかがなものかということです。都道府県に基金を造成するための経費など約二百六十五億円というものを平成二十年度の補正予算において措置をしたというところであります。

あわせて、消費者行政にかかる地方の交付税といふものは今九十億円ぐらいう使われていると思いますけれども、これを倍の百八十億円に増額するなどなどいたしておりますので、消費者関連法案を成立させていただきました後、いわゆる国民の安心とか安全とかいう観点に立ちまして新しくスタートいたしますこの消費者行政というものを持ちんと実行していくために、これ初年度としてはこういった予算措置をさせていただいたということが経緯であります。

○森まさこ君 ありがとうございます。

第二次、第二次補正の方でも地方に対する基金を創設していただいたということで、地方行政の

中での消費者行政の充実というものを是非、活用を地方自治体の方でしていただきたい、これからは

当委員会も関係します金融商品の取引における違法行為や脱法行為、これが起つていいかないかといふことも非常に私、心配に思つておりますので、是非、消費者被害が少なくなりますように、予算が効率的に活用されることを望んでおります。

ありがとうございました。終わります。

○白浜一良君 総理、連日お疲れさまでござります。

先ほど大塚さんの御発言ございましたので、懸案は残っておりますけれども、二十一年度予算のこのいわゆる財源法案も今日で議了ということです。今までの協議の経緯から見れば、明日、予算が採決されれば本委員会も採決されると、こういふ経緯だと、先ほど大塚さんがおっしゃつたので、どうなるか分かりませんけれども、そういう予算はできたわ、地方の窓口は逆に減つたわといふことになるのではないかがなものかということです。都道府県に基金を造成するための経費など約二百六十五億円といふものを平成二十年度の補正予算において措置をしたというところであります。

あわせて、消費者行政にかかる地方の交付税といふものは今九十億円ぐらいう使われていると思いますけれども、これを倍の百八十億円に増額するなどなどいたしておりますので、消費者関連法案を成立させていただきました後、いわゆる国民の安心とか安全とかいう観点に立ちまして新しくスタートいたしますこの消費者行政というものを持ちんと実行していくために、これ初年度としてはこういった予算措置をさせていただいたということが経緯であります。

第一次、第二次補正の方でも地方に対する基金を創設していただいたということで、地方行政の

こういふことも踏まえて、何回も総理がおつしやつてありますように、補正予算ということに限らず、複数年にわたる経済対策、どうすべきかといふ議論を我が党内でも始めております。ということでお、ちょっと基本的な考え方を総理にお聞きしたいと思うんです。

〔理事大塚耕平君退席、委員長着席〕
確かに、財政規律という面から見ると大変日本の財政は厳しい状況にござります。何とかしなきゃならない、もうこれは当然なんですが、経済が底割れしていくようではこれはいかないわけですから、当然国民の皆様の理解がなければなりませんから、その中福祉も何となく、今言われたような

確かに、財政規律という面から見ると大変日本の財政は厳しい状況にござります。何とかしなきゃならない、もうこれは当然なんですが、経済が底割れしていくようではこれはいかないわけですから、当然国民の皆様の理解がなければなりませんから、その中福祉も何となく、今言われたような

そういう意味で、一つはいわゆる医療、介護。

先ほど介護の話、少しございましたが、これは、いわゆるこういう社会保障の制度改革というの恒久財源をまずセットで考えるのが当然なんですね。なんですが、そういう余裕がないと、今しかし、國民から見れば、生活の安心という面で見ると、この医療と介護というのは大変関心が高い

ですか、次のもとめるべき経済対策の一つの柱として、何かやっぱり國民に対するメッセージが必要だと、そういう内容に関して、何かやっぱ

りきつと内容的に盛り込むべきだというふうに私は思うわけでございますが、総理のお考えを伺いたいと思います。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) この社会保障制度

というの、これは物すごく範囲が広いんで、医療とか介護とか子育てとかいろいろあるうど思いますが、これはやっぱりある程度サステナブル、持続可能なものにしておかないと、少なくとも受けける側若しくはそこにいる國民にとりまして

また、安定財源の確保と同時に、もう一つやっぱり社会保障の機能の強化というものが今はころびてゐるということは事実なものですから、そういうものの効率化というのも併せてやつていかねばならないのではないかということだと思います。また、二〇〇九年度の設備投資の見通しも六六・〇と、中小企業に至つては七二・四と、大変厳しい要するに指數が出ているわけでございましたが、大企業の製造業はマイナス指數前年比で二九・四%減と、これ見通しでございました。もうこういう発表を財務省と内閣府の方でされたわけでござりますが、大変厳しいと

それすべて関係してくるんだと思って、極めて重要なものだと思っております。

しかし、御存じのように、今社会保障の点で見ますと、いわゆる医師の不足の話が出てみたり、介護士の話が出てみたり、まあ看護師、看護婦の話が出てみたり、いろいろ大丈夫かいなということなんだと思います。そこで、ちょっと基本的な考え方を総理にお聞きしたいと思うんです。

〔理事大塚耕平君退席、委員長着席〕

確かに、財政規律という面から見ると大変日本の財政は厳しい状況にござります。何とかしなきゃならない、もうこれは当然なんですが、経済が底割れしていくようではこれはいかないわけですから、当然国民の皆様の理解がなければなりませんから、その中福祉も何となく、今言われたような

問題が起きると、中福祉と思つていたところも、ちょっと中間ぐらいのところで中福祉という

ことを私どもは申し上げてきちゃいるんですねけれども、その中福祉も何となく、今言われたような

話を出てみたり、いろいろ大丈夫かいなということなん

と思うので、我々としては、これは歐州の高福

祉、アメリカのまあ全然逆の発想との間にあつて、ちょうど中間ぐらいのところで中福祉という

ことを私どもは申し上げてきちゃいるんですねけれども、その中福祉も何となく、今言われたような

話を出てみたり、いろいろ大丈夫かいなということなん

と思うので、我々としては、これは歐州の高福

祉、アメリカのまあ全然逆の発想との間にあつて、ちょうど中間ぐらいのところで中福祉という

ことを私どもは申し上げてきちゃいるんですねけれども、その中福祉も何となく、今言われたような

話を出てみたり、いろいろ大丈夫かいなことなん

と思うので、我々としては、これは歐州の高福

祉、アメリカのまあ全然逆の発想との間にあつて、ちょうど中間ぐらいのところで中福祉という

ことを私どもは申し上げてきちゃいるんですねけれども、その中福祉も何となく、今言われたような

話を出てみたり、いろいろ大丈夫かいなことなん

と思うので、我々としては、これは歐州の高福

祉、アメリカのまあ全然逆の発想との間にあつて、ちょうど中間ぐらいのところで中福祉という

ことを私どもは申し上げてきちゃいるんですねけれども、その中福祉も何となく、今言われたような

話を出てみたり、いろいろ大丈夫かいなことなん

な看護婦なら医者と同じぐらいのことはできると、あれをちゃんと医者並みに扱えればいいんだと、これが目先一番しのげる方法だつてお医者さんに言わると、なるほどなど。いろいろあのときは、医師会がどういう反応をされるんだか知りませんけれども、私どもは目先としては一つの方法であろうかなと正直思わないでもありません。一つの有識者の見解として出されたところであります。

いざれにいたしましても、医療と介護の連携の強化とか看護婦との間の強化などといった課題は、私どもとしては今後やっていかにやいかぬところだと思っております。

いざれにいたしましても、中福祉中負担というようなものを今後とも我々としてやり続けていくんであれば、そういうものが持続可能なものにするいわゆる制度を構築するということが大事なんだと思いませんで、やっぱり将来の不安を払拭するということによって、結果として消費も安心する要だという御指摘は私も正しいと思います。

○白浜一良君 そういう柱をしっかりと、我が党も議論をしていますけれども、それは柱を立てることが大事だと、国民に対する安心のメッセージになるということで申し上げたわけでございます。それから、グリーンニューディールというのがよく一般的に今語られているんですねけれども、これは解説はいろいろござります。しかし、私が思うのは、いろんな経済対策で考えるんですけども、やっぱり一つの理念性が大事だということです、そういう面でやっぱり環境というものを一つの理念にした総合的な政策をびしっと打ち出した方がいいんじゃないかなと。

これは別に、太陽光とかすぐエコカーとか、そういう発想するんですが、省エネ電気製品とかそういうことだけじゃなしに、日本は大変な森林の財産がございます。しかし、ある意味でほつたら

かになつてゐるわけで、こういうこともやつぱり保全するというのは大事な環境政策だと思うわけで、農業もそうだと思います。貴重な国土がいわゆる休耕地でほつたらかしになつてゐるといふ、荒れてゐるわけでございます。

ですから、そういうことを手を入れて、もつとこうだと思つております。だから、そういう網羅的な、トータルな政策の打ち出し方ということを私はすべきじゃないかと、このように思うわけでございますが、いかがでしよう。

○内閣総理大臣(麻生太郎君) これは白浜先生、すごく大事なところだと思います。今ちょっと最近の数字を、正確にやりませんけれども、少なくとも日本の場合は国土緑化率が七〇%を超えているというのは、多分先進国の中では七割超えてい

る国は日本しかない、私はそう思つております。したがつて、そういつた意味では結構なものを持っています。まず素地がありますが、問題は、そういうのは、多分自然体で要するに日本の企業が勝ち残れるかどうかというものがあつて、投資が減りますね、要するに、間違いなしに。そうすると、これからますます厳しくなるだろういわゆる技術開発の競争に自然体で要するに日本の企業が勝ち残れるかどうかというものが、いろいろ景気が落ち込んでるときこそ、やっぱり公的企業がそこをサポートするということが大変大事だと思つんですね。

ですから、政府も技術立国ということでいろいろなテーマを掲げて今までいろいろな議論をしてきましたが、その一つが、資源のない日本においてはこの技術、科学技術というものによつたところが非常に大きかつたと思つております。したがつて、今、科学技術への投資を積極的にこれは国でやらないことでもございまして、いわゆる民間企業の研究開発投資の約八〇%は民間です。これはもう経産省もこれと一緒に少くとも環境技術といふ、そういうものは、低炭素の中には、これはバイオの話もありますし木材のチップの話も入つてきますし、いろんな問題が含まれておるところで、全体としてきちんとしたものを立てらるべきだという御説は正しいと存じます。

○白浜一良君 もう一つは、日本は世界でも類を見ない技術力というのはある面であるわけですが、見ます。その競争力で今まで経済を引っ張ってきたんですね。ところが、景気が悪くなつたといふことでもございまして、いわゆる民間企業の研究開発投資が減りますね、要するに、間違いなしに。そうすると、これからますます厳しくなるだろういわゆる技術開発の競争に自然体で要するに日本の企業が勝ち残れるかどうかというものが、いろいろな面では、景気がいいときはいいです、別に、それだけ体力が企業にございますから。こういう景気が落ち込んでるときこそ、やっぱり公的企業がそこをサポートするということが大変大事だと思つんですね。

いませんが、総理として何か一番この会議で主張したいということがあればお教え願いたいと思います。その会議でこのことを主張したいと、一番このことを主張したいんだということがあればお教えいただきたいと思います。（発言する者あり）いやいや、中身はなくていいです。

○内閣総理大臣（麻生太郎君） これは前回のときにも申し上げたので、重なるところもあるうかと思いますが、少なくとも金融派生商品と言われる、金融工学とかいろんな言葉が出ましたが、そういう新しい商品に対して、その商品の品質、先ほど消費者行政でいえば、その金融商品に対する、品質、クオリティーに関してきちんとチェックする機能が働かなかつたがために、結果としてこの商品は一国ではなくて世界中で売られて多くの人が痛い目に遭つた、これはモラルハザードの問題もありましようが、それを監視する機能というものが問題だつたのではないかと。

また、格付機関というのも一時えらく日本では受けました。日本の国債の価格はボツワナ以下だとかいうのもありましたけれども、それがスタンダード・アンド・プアーズという会社がやつた国債の価格調査です。結果として見れば、そのスタンダード・アンド・プアーズだったのがおかしい。だからスタンダード・アンド・プアーズじゃなくてアグスタンダードだったんだと僕はいつもからかつて言うんですけれども、僕は、そういうふたようなところが一番の問題なんです。それを物すごく立派なもののようにあげつらつた一部の人たちがいらっしゃいましたけれども、私は、そういったようなところがきちんとしたようなものを作り上げない限りはまたこういったことが起きると思う。

したがつて、国際機関としてきちんとしたこういったものをやるように、次のロンドン会議まできちんとそいつたものをやるべきだといつて、これは私の言つた言葉そのまま共同宣言には載つておりますけれども、そういうものを含め

て、それが実際どこまで詰められるようになつたのか、いかがでありますか。そこまでやる必要がないという国といろいろ意見が分かれているところだと思いますので、こういった問題につきましてはきちんとやつた上で、かつ保護主義に陥らないようにしないと、傍ら WTO のドーアの話をやりながらも、こちら側で一部の国々では、関税障壁を一部引き上げたりして、いる国が G20 の国の中にもあることも事実ですかね。なら、そういうものは流れとしてはきちんと止めないと七十年前と同じことになりかねない。それは二つはきちんと申し上げないかぬどころだと思つております。

は報道ですけれども、アメリカはどうらかといいますと財政出動主体で、いわゆる金融の監視体制の強化というのはちょっと慎重だと。ヨーロッパ、EUは逆で、財政出動の方が慎重で、金融の監視の方が力点置かれていると、こういうこと。それは新興国も来ると。こういう中での会議なので、まとめることは大事なんですが、大変難しいだろうということで決意も含めてお伺いしたわけですが、しっかりと頑張っていただきたいと思うわけですが。

最後に、これは財務大臣にお伺いした方がいいかも分かりませんが、先日、イギリスが議長国ですから、議長国のブラウン首相が日経新聞のインタビューに受けていらっしゃるんですね。その中で、当たり前の話なんですが、今の総理の話と同じことなんですが、こういう趣旨の話をされてくるんですね。危機再発を防ぐため国境を越える金融監督体制を強化すると、各国が国際的な金融監督の共通ルールで合意した上、個別金融機関への監督は各国当局が担当案がたたき台となると、こういうブラウン首相がお述べになつてているんです。

るに、いわゆる難しいこの共通のルールというのはどういう方向性で、もしお話しえる範囲で結構でございますので、お答えいただいたと、このように思います。

○國務大臣(与謝野馨君) 四月二日のロンドンでの総理が行かれますサミット、私も参りますけれども、やはり世界が直面している金融危機をどうやって国際協調の中で回避していくのかという問題のほかに、ヘッジファンドとか格付会社とか、そういう問題も取り上げることになります。これは技術的には非常に難しいわけですが、危機の再発を防止するためにはこういう問題に関しては、国際的な合意が必要であると思いますので、日本の立場も主張しつつ、合意に向かって物が進むように努力をいたしたいと思っております。

○白浜一良君 終わります。

○大門実紀史君 日本共産党の大門でございます。

今日は総理と消費税問題じっくりと思つてゐるわけですけれども、不幸にも今日、平田副大臣の問題が起きましたので、もう先ほどやりましたのでしつこくはやりませんが、せつかく総理いらっしゃいましたので一つ二つ伺つておきたいと思います。ただ、先ほどもちょっと、まだおやつと思ふことをおっしゃいますので聞きたくなるんですけれども、簡単にしたいと思いますが。

それと、先ほど資産公開の問題で、私が持つてゐる資料では平田副大臣の株式保有が去年の資産公開の時点ではゼロになつてゐる。これは一覧表では確かにゼロになつております。それがなぜ違うのか理由が分かりました。これは、麻生内閣発足したのは九月の二十四日ですね。そのときに、閣僚本人から提出されたものですかね、その集計の一覧では確かにゼロになつてゐるんです、株式保有ですね。原本を、これは十月二十四日まで公開されなかつたんですねけれども、原本を見ると確かに摘要欄、その欄外に株の保有が確かに書いてござります。ただ、金額のところには棒線引いて

ありますので集計上ゼロになっていたということです、その点は私の指摘もちよつと早まつたかなと思います。ただ、そのとき、この原本もらつてみると、ゼロシステムの株式も十五万四千株もお持ちだということで、やはり先ほど私が指摘いたしました両方の会社の大株主であり、その間の取引で利益を得るというのは大疑惑を持たれるというのは先ほど指摘したとおりでございます。

もう一つは、ほかの副大臣の方々は、そうはいつても、こういう欄外記入されないで株保有の金額そのものを資産公開のときに金額で出されております、ほかの方はですね。これは、平田さんの場合は金額にすると大き過ぎるというのもあるのかも分かりません。ほかの方は多くても一億くらいで、あとはもう一千万、五百万、三千万ぐらいの人が多いわけですから、それもあって欄外で保有株数だけだったのかも分かりませんが、ちょっとこれも私、これが違法ということまで言いませんけれども、ちょっと不思議に思つていろいろな点なのでござります。

いずれにせよ、今回ることは重く受け止めて今後のこととも検討したいということを先ほど言われましたので、しばらく待ちたいと思いますけどその間、我が党としても更に調べたいというふうには思つております。

総理に伺いたいのは、先ほど平田副大臣の市場外取引については説明責任を果たしてほしいといふふうなことをおつしやいましたけれども、市場外取引云々の前に、じや市場内ならないのかと私は、この大臣規範、手元にございますけれども、とにかく信託しなさいと、保有した株はですね。だから、売る前の話なんですよ。売り方とか売る前の話なんですね。信託してなきやいけないと。それを信託していないなかつたということなんですね。ですから、この大臣規範に違反しているのは明らかでないかと思つて先ほども追及した質問したわけですから。

麻生総理の言い方だと、いろんな閣議決定して、二回改定している大変重要な中身ですよね、この大臣規範というのは、大臣を選ばれるときとか任命されるときの。それがそう簡単に違反していいものなのかと、後で説明さえすればいいものなのかと。それが大変疑問に思つたんですが、もつ少し重い話じやないかと思うんですけども、總理、いかがですか。

正直申し上げて、大門先生、聞いたばっかりの話、今日聞いたばかりの話ですので、まだ本人と今日初めてここで会うぐらいの段階、官房長官としてこれ対応しているところだと思いますので、いずれ事情を聴取した上で、その後、的確に判断をさせていただきたいと思います。

○大門 実紀史君 先ほど民主党さんからもございました。民主党さんからは今回、副大臣が罷免若しくは辞任がない限り、今回の法案の採決には応じないこともあるという大変厳しい通告があつたわけでございます。我が党は元々この法案の採決、採決そのものに反対でござりますので、採決と引換えということにはなりませんけれども、ただ、本当に今後のことを考えますと、先ほどの少數株主に対する発言、あれだけでも大問題ですよ、大問題なんですね。そういうことを考えるに、本当に今後のことを考えますと、先ほどの少數株主のことごとく、ことごとくこの財政金融委員会で審議されるたびにこういうことが指摘されて、我が党はもつと調べますからね、一個一個調べて、一回二回聞きますよ。そういうことになると、全く本来の審議の邪魔になると私は思います。

私は、さつともう御自分で進退を判断され改めて再起を期すというふうにすばと判断された方がいいと思いますが、先ほどからちよつと時間がたちましたけど、平田さん、いかがお考えですか。

○副大臣(平田耕一君) 御指摘をいただいておりまして、ちよつと少數株主の対応ということも、

ゼロ側の少數株主といいますか、あと一割の株主たるは、これはここからの依頼でありますのであれば、と思いますが、チヨダウーテ側の株式の少數株主については何らかの配慮は要るというふうに思まして、方法を一遍検討してこれは講じる必要があるのかなど。私が講じるわけではありませんけれども、方法は、具体論を一遍考えてみたいなどと思つております。

○大門実紀史君 決断は早い方がいいということを申し上げておきたいと思います。

それでは、せつかくもう税法の最終の総理質問なので本題に入りたいと思いますけど、消費税の話が今回の私は最大の問題だと思っておりますので、質問させていただきます。

資料をお配りいたしましたけど、麻生総理は、
し上げたことも整理をして対応をさせていただきたいと思っております、説明責任を果たした上で。
く受け止めでおりまして、ちょっと一遍先ほど申

消費税を増税して社会保障にというふうな方向を打ち出されているわけですけれども、また、日本の消費税は、消費税率は低いと、ヨーロッパは税率が高いから社会保障が充実しているんだということが何かベースになつていろんな話が進んでいます。そういうところがありますので、資料を用意いたしました。

これは現在各国の社会保障財源かどなつて
いるのかと。下に付加価値税率の税率を入れて
あります。括弧内の軽減税率というのは、大体食
料品等の軽減税率のことです。これは見
てもらつて分かるとおり、別に消費税率の高い国
が社会保障財源を消費税で賄つては全く言
えないわけでござります。だから、よく当たり前
のことのように、ヨーロッパは消費税率が高いか
ら社会保障が充実しているんだと、こういうこと
を知らない与党議員の皆さんもよく発言されてき
たわけですけれども、それは私違うというふうに

思います。

総理の御認識はいかがでしようか

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 消費税が安いから
社会保障が発達していないというように考えてい
るわけではありません。それは、消費税というも
のによって、今後少子高齢化が進む日本の中にお
いては、それを対応する財源が必要となりますの
で、その財源を我々が考えたときには、今の状況
の中においては、少なくともみんなで税を負ふこ

く公平に負担する、しかも将来になるべくツケを回したくないと言われる高齢者の方々のお気持ち、いろいろのことを考えながら、私どもは、この少子高齢化という前提条件に立つて今後の社会福祉を考えていった場合に、その社会福祉を中心福祉で中負担でということをお願いするということが合意しただけるんであれば、その分の負担の部分につきましては、広く浅くということに観点に立ちまして消費税というのが最も適當な税ではなかいかということを申し上げているんだあって、直ちにこれが今言われたような御指摘を申し上げて

○大門実紀史君 まず、前提として、ヨーロッパは消費税率が高いから社会保障が充実しているということはちょっと抜いて議論を進めなきやううことを申し上げたいと思います。 昨日も参考人の質疑でいろいろあつたんですけども、別に消費税はそんな公平な、広く浅くがいるわけでは私自身はどうぞいません。

公平といつてはなしというふうな意見もあれば、しかし、私たちはそう思つておりますし、逆進性の問題というのはおろそかに考えるべきじやない、これだけ格差が広がつてゐるわけですから。その辺の意見はなかなか溝が埋まらないと思うんですけど。

この表を見ていただいて、社会保険料の中の事業主の負担ですね、事業主保険料とありますけれども、社会保険料負担の中の事業主保険料、つまり企業負担といいますか事業主負担、これが日本ではほかの国に比べて消費税云々の前にまず低いと

いうふうになつております

さらに、社会保障財源を消費税で賄うと、更に

言えは、今出ています年金の年金財源を消費税で日本が賄つていくことになつてまいりますと、例えば基礎年金の財源を消費税で賄うというふうになると、御存じのように基礎年金の財源というものは共済、国民年金そして厚生年金というものがで賄つておりますが、そのうち厚生年金では、基礎年金の財源と云ふのは約十八兆円、前

総理と一度議論したことがあります、十八兆円で、約九兆円ぐらいが厚生年金から出ていると、ごめんなさい、八兆円ぐらいがですね。したがつて、事業主と折半負担ですから、そのうち企業負担が四兆円ぐらいしていると。消費税でそれをもし賄うと、基礎年金をやつてしまうということになると、その四兆円の厚生年金の半分、企業が負担をしている部分が消費税で賄われますと、国民全員が負担するということになつて企業が負担をしないといふと、企業は消費税転嫁できますからね、基本的に。そうなると、更にですよ、消費税

でその社会保障を貯うと更に事業上の負担が日本国内の場合減つて、付加価値税の部分が外国に比べて高くなつてしまふと、こんな現象も起こりかねないわけですね。

ですから、申し上げたいことは、もうそういうすぐ、昨日の参考人も言われていましたけど、何で先に消費税の話ばかりになるんだと。もつとほんの眞理へ、ほんの眞理へ

も、この白いその他は今議論になっていますばかりの会計からも入れられるじゃないかと、こういうこと全体を考えていけば、何か先に消費税ありきという議論にはならないでいいんじゃないかと私は思うんですけど、總理いかがお考えですか。

○國務大臣(与謝野馨君) まず、全額、年金を全額税方式にしたらどうかという意見がありますが、その場合、企業が負担している保険料というのは一体どこへ行つちやうんだという有力な議論がありまして、私はそれはほとんど大門先生と同

じ意見でございます。

それからもう一つは、この表ですけれども、多分よくお調べになつてあると思うんですが、これの背の高さというのも比べないと、全部同じ高さになつていまして割合になつていて、実はその高さの部分も極めて重要ですし、もう一つの大事件な指標はやはり国民負担率という概念から物事を考えていく必要があるのではないかと、私はそう思つております。

○大門実紀史君 これは構成比ですから、高さ関係ないんですね。何かちょっと勘違いされているのかな。これはこのままです。高さはこのままで、構成比でございますので。

こういう議論はまだまだ続けなきやいけないと思います。私は、昨日の参考人質疑で申し上げたんですけど、ちょっと基本的に考え直してみたらどうかなと思うことがあります。百年に一遍の危機と言われています。これは何といいますか、この二、三十年來の市場経済の在り方とかちょっとと市場原理主義に偏重したとか、資本主義のこの二、三十年の在り方そのものがやっぱり問われている、そういう今時代に直面しているんじやないかと。つまり、私は企業負担の問題を申し上げましたけど、今まででは企業があるいは資本が労働力の安いところに行く、税金の安いところに行く、これはもうグローバル化だから仕方がないんだ、これはもう市場経済なんだからそれいいことなんだ、仕方がない、いいことなんだといふことで、ずっと何か当たり前のように政府も与党も御用学者みたいな人も盛んに言つてきたわけですよね。

そこで、それを突き詰めていつたらどうなるかといふと、限りなく企業負担というのはゼロに近づいていくわけですよね。全部それでやつている世界中の国が足の引っ張り合いになっちゃつ

て、結局、合成の誤謬ですね。みんなそれぞれうちに来てくれと思うけど、結果的にはぐるぐる回つてみんなゼロになつていくと、企業負担がで

すね。

それが仮にも労働者とか賃金とか雇用に回るな

らまだしもいいんですけれども、必ずしもほとん

ど回つてこなかつたと。そうすると、みんなが不

幸になる仕組みをどんどんみんなが競争

しているんじゃないかと思つたりするわけです。

税率でいえばとにかく企業負担、企業の負担を減らす、あるいは金融所得については税を減らす、消費課税の方向に行くんだ、それしかないんだといふうなことを当たり前のようにこの百年に一遍の前は議論されて言われていたわけですが、私はもう方向転換すべきだと。そんな税の引

下げ競争ばかりやつてると、みんな自分たち

の、財政当局は特にそうですが、首を絞めるん

じやないかと思つてはいるわけだと思います。

実は、国際的な場で、行かれるなら是非私は日

本が提案すべきだと思うんですけれども、実はこ

の法人税の減税競争はやめようと思ったって、国

際協調ですね、みんなでやめようとならないと一

かと思うわけですね。そういうときというのは、

ちょっと物の考え方、パラダイム転換も必要じやないかと。

つまり、私は企業負担の問題を申し上げました

けど、今まで、つい最近までは企業があるいは

資本が労働力の安いところに行く、税金の安いところに行く、これはもうグローバル化だから仕方

がないんだ、これはもう市場経済なんだからそれいいことなんだ、仕方がない、いいことなんだといふことで、ずっと何か当たり前のように政府も与党も御用学者みたいな人も盛んに言つてきたわけですよね。

そこで、それを突き詰めていつたらどうなるかといふと、限りなく企業負担というのはゼロに近づいていくわけですよね。全部それでやつている世界中の国が足の引っ張り合いになっちゃつ

て、結局、合成の誤謬ですね。みんなそれぞれうんは、国際的な租税回避、課税ベースの侵食、税体系の公平性の阻害といった問題を引き起こすものでございまして、各国における取組に加え、国際的な協調の下で対応することが重要であると思つております。

現在、OECDを中心にタックスヘイブンを含むすべての国において、透明性及び実効的な情報交換の実施が確保されることを目標にして作業が

続けられています。また、昨年十一月のG20首脳会議においてはOECD等における作業の継続が合意され、先般のG20財務大臣会合においては関連国際機関が非協力的国、地域を特定し、連

の効果的な対抗措置を策定することについて合意したところでございます。

我が国としては、G20の一員及びOECD加盟国として、引き続きこの国際的な取組に積極的に協力してまいりたいと考えております。

○大門実紀史君 終わります。

我が国としては、G20の一員及びOECD加盟国として、引き続きこの国際的な取組に積極的に協力してまいりたいと考えております。

○委員長(円より子君) 以上で内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。

〔速記中止〕

○委員長(円より子君) 速記を起こしてください。

他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

ただし、民主党、共産党から御提起のあつた件について、この委員会の後、理事会を開きます。

○委員長(円より子君) 以上で内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。

○委員長(円より子君) 速記を起こしてください。

他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

ただし、民主党、共産党から御提起のあつた件について、この委員会の後、理事会を開きます。

政府は、最近における内外の経済情勢の変化に応応する等の見地から、関税率について所要の措置を講ずるほか、税関における水際取締りの充実強化等を図ることとし、本法律案を提出した次第あります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一は、税関における水際取締りの充実強化であります。

偽造印紙・郵便切手等を輸入してはならない貨物に追加するほか、保税蔵置場等の許可をしないことができる要件に、申請者が暴力団員であることを等を追加することとしております。

第二は、国際競争力強化のための通関手続の特例措置の拡充であります。

貨物のセキュリティー管理と法令遵守の体制を整えている製造者が製造した貨物を輸出しようとする者に対する特例措置を導入することとしております。

第三は、暫定関税率等の適用期限の延長であります。

平成二十一年三月三十一日に適用期限が到来する暫定関税率等について、その適用期限の延長を行うこととしております。

その他、個別品目の関税率の改定のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(円より子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十三分散会

〔参照〕

(大久保勉委員資料)

資料1

建設弘済会関係業務の発注の見直し結果

- 契約方式については、平成20年度発注から「公募」は全廃、「企画競争」へ移行。さらに、工事管理業務で約50件など、価格面でも競争する「総合評価」を一部試行し、2~3年後の本格導入を目指す。
- 応募要件については、民間参入が可能となるよう要件緩和。応募要件を満たす民間業者数を確認済。

1. 契約方式の見直しによる競争性の向上

弘済会以外の参加者の有無を確認

H19 「公募」方式 全廃

※1 民間を含め、技術提案で競争 ※2 価格面でも競争

H20~ 一部業務で「総合評価方式」を試行

※3 工事管理業務で約50件(H19発注件数は約170件)など、計100件程度での試行(財務省協議が必要)

価格と品質が総合的に優れた調達へ

2~3年後 試行結果を検証後、「総合評価方式」の本格導入を目指す

2. 応募要件の見直しによる民間参入の拡大

民間参入が可能となるよう、応募要件を緩和

具体例1 ○ 民間企業が有しない実績を求める要件

(従来) 一部の地方整備局では、当該整備局又は管内府県の発注の業務の受注実績に限定。
しかし、管内には受注実績のある民間なし。

(見直し) 全国の地方整備局、都道府県・政令市、特殊法人(高速道路会社など)等が発注した業務の受注実績にまで拡大

具体例2 ○ 民間技術者が取得不能な資格を求める要件

(従来) 一部の地方整備局では、民間企業には在籍していない「発注者支援技術者」の資格を要求。

(見直し) 技術士、一級土木施工管理技士等の一般的な資格も認める。

業者による競争の原則10社以上による競争を実現するため、民間

3. 周知・啓発による民間の競争参加の促進

- ・ 業務概要
- ・ 応募要件
- ・ 発注スケジュール
- ・ 発注関連情報の入手方法 等

→ 民間ににおける競争参加体制の整備を促進、競争性を向上

出典：「国土交通省における随意契約の総点検、見直しについて」
平成19年12月26日付 國土交通省資料

【参考】従来、建設弘済会に随意契約で発注してきた業務

- | 公物管理補助 | 河川や道路の管理（ダム操作、許認可、巡回等）に関する業務 |
|--------|-------------------------------|
| 発注者支援 | 発注者が行う積算、技術提案書の評価、工事監督等に関する業務 |
| 用地事務補助 | 公共用地の取得交渉に関する業務 等 |

平成21年3月26日 参議院財政金融委員会 民主党・新緑風会・国民新・日本 大久保勉

3

(財) 北海道開拓協会、(社) 東北農業協会、(社) 関東農業弘済会、(社) 北陸農業弘済会、(社) 中部農業弘済会、(社) 近畿農業弘済会、(社) 中国農業弘済会、(社) 四国農業弘済会、(社) 九州農業弘済会

国土交通省との全契約のうち、競争入札が占める割合(件数ベース、金額ベース)、差引額2054万円~11月		全契約のうち競争入札が占める割合	
件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
(社) 北海道開拓協会 21	851	0	0
(社) 東北農業弘済会 151	8,888	2	100
(社) 関東農業弘済会 151	9,431	0	0
(社) 北陸農業弘済会 129	6,343	3	84
(社) 中部農業弘済会 161	9,144	0	0
(社) 近畿農業弘済会 205	4,979	29	910
(社) 中国農業弘済会 171	7,229	3	102
(社) 四国農業弘済会 104	5,170	3	40
(社) 九州農業弘済会 104	5,174	0	0
		7,45	3.3%

※ 國土交通省との全契約の件数・金額及び競争入札の件数・金額は、國土交通省が平成20年4月~11月実績にて各農業弘済会との契約を総括して算出したものである。

資料2

国土交通省からの出向人數、民間企業からの出向人數、派遣職員の人数	
国土交通省から の出向人數	民間企業から の出向人數
(社) 北海道開拓協会 0	0
(社) 東北農業弘済会 0	209
(社) 関東農業弘済会 0	456
(社) 北陸農業弘済会 0	207
(社) 中部農業弘済会 0	343
(社) 近畿農業弘済会 0	0
(社) 中国農業弘済会 0	178
(社) 四国農業弘済会 0	203
(社) 九州農業弘済会 0	0

※ 上記人數は、平成21年1月1日現在。

出典：國土交通省提出資料

資料 3

(財)道路保全技術センターの総収入に占める国土交通省の比率			
	(A)	(B) 全収入	(C)=(A)/(B) 全収入に占める割合
(社) 東北建設協会	人件費（旅費） ¹ 人件費（旅費） ²	4,705,303,831 5,508,318	2,701,029,200 9,966,897
(社) 國際建設協会	人件費（旅費） ¹ 人件費（旅費） ²	4,284,056,010 7,663,785	3,245,099,660 7,972,997
(社) 北陸建設協会	人件費（旅費） ¹ 人件費（旅費） ²	3,177,763,455 5,691,410	1,448,522,385 6,865,035
(社) 中部建設協会	人件費（旅費） ¹ 人件費（旅費） ²	4,898,242,491 6,691,598	3,467,312,393 9,850,319
(社) 近畿建設協会	人件費（旅費） ¹ 人件費（旅費） ²	4,587,810,429 6,656,295	35,801,000 11,186,169
(社) 中国建設協会	人件費（旅費） ¹ 人件費（旅費） ²	4,473,031,079 6,349,225	1,819,276,384 8,653,379
(社) 四国建設協会	人件費（旅費） ¹ 人件費（旅費） ²	2,285,721,132 6,167,423	1,819,309,638 10,208,854
(社) 九州建設協会	人件費（旅費） ¹ 人件費（旅費） ²	2,880,186,470 6,167,423	2,684,928,544 10,208,854

*1：各地区支会会員の会員登録料及び運送費用等。
 *2：人件費（旅費）／人件費（旅費）の比率を平成19年度、1994年1月～12月の実績で算出したものである。
 *3：人件費（旅費）／人件費（旅費）の比率を平成19年度における各地区支会会員の会員登録料及び運送費用等の合計額と人件費（旅費）の合計額で算出したものである。
 *4：人件費（旅費）／人件費（旅費）の比率を平成19年度における各地区支会会員の会員登録料及び運送費用等の合計額と人件費（旅費）の合計額で算出したものである。

出典：国土交通省提出資料

資料 4

(財)道路保全技術センターの総収入に占める国土交通省の比率

単位：円

	(A) 契約総額	(B) 全収入	(C)=(A)/(B) 全収入に占める割合
平成17年度	9,208,594,093	12,018,217,865	76.6%
平成18年度	8,160,370,236	10,337,325,323	78.9%
平成19年度	7,870,311,508	11,037,386,806	71.3%
平成20年度	1,914,054,127		

1. 契約総額については、各年度の決算ベース(消費税抜き)
2. 全収入とは、決算書の事業・投資・財務活動収入計(決算額)を記載。(消費税抜き)
3. 平成20年度は、上半期契約分を計上

【(財)道路保全技術センター】

平成21年3月26日 参議院財政金融委員会 民主党・新緑国会・国民新・日本 大久保勉

出典：国土交通省提出資料

資料 5

自衛隊病院（予算執行調査）

調査の概要と結果

自衛隊病院（全国 16 病院）について、病院別の収支データと病床利用率を調査。

一般患者を受け入れている「オープン化病院」と、受け入れていない「非オープン化病院」を比較。

（参考）自衛官の診療制度が医療保険制度と異なり、専門診療の場合に自己負担が生じないこと等から、病院の収支データはこれまで把握されていない。

① 自衛隊病院全体の収支（試算）

歳入 106 億円 歳出 323 億円 （うち人件費 218 億円）
歳出対歳入の比率 30.5% （病院別では、19.4%~63.7%）

② 自衛隊病院全体の病床利用率 28% （病院別では 14%~41%）

一般の病院の同様の指標との比較

	自衛隊病院以外の病院 (A)	自衛隊病院 (B)	(A) と (B) の比率
総費用対総収益	108%	30.5%	2.8倍
給与費対医療収益	5.6%	20.6%	3.7倍
病床利用率	7.6%	2.8%	0.37倍

（出典）自衛隊病院は、平成 19 年度決算。その他の病院は、全国公私病連盟「19 年度病院運営実態分析調査の概要」による全国 1200 病院のデータ。

（参考）自衛隊病院は有事に発生する負傷者等への対応も想定しており、病床数等に余裕を持つ必要。米国ワシントンの海軍病院の病床利用率は 49%。

③ オープン化病院と非オープン化病院の比較

	オープン化病院	非オープン化病院
歳出対歳入の比率	29.4%	32.2%
病床利用率	29%	25%

改善の方向性

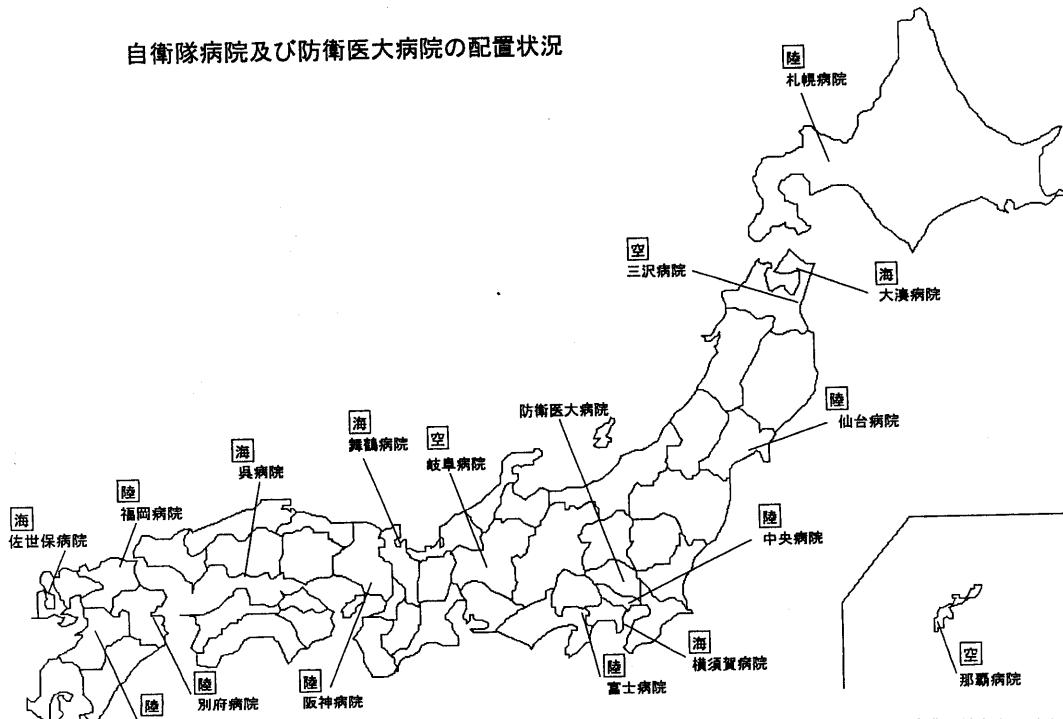
- ・収支データの収集分析の継続により、コスト意識を醸成
- ・オープン化の推進と地域医療への貢献
- ・平時の状況を踏まえた病床数の見直しや、各病院の位置づけの見直し
- ・各病院が収支改善のインセンティブを持つように制度的な見直し

出典：財務省提出資料

平成 21 年 3 月 26 日 参議院財政金融委員会 民主党・新緑風会・国民新・日本 大久保勉

資料 6

自衛隊病院及び防衛医大病院の配置状況



出典：防衛省・財務省提出資料

平成 21 年 3 月 26 日 参議院財政金融委員会 民主党・新緑風会・国民新・日本 大久保勉

財務関連データ（平成19年度決算ベース）

1. 特別会計(かつて内は会計数)

(単位・億円)

	剩余金	不用額
厚生労働(4)	1,506,650	31,390
財務(6)	468,730	64,780
国土交通(7)	2,960	980
農林水産(6)	1,980	3,390
経済産業(3)	1,230	4,990
法務(1)	0	40
総務(1)	0	2,870
合計	1,981,550	108,440

2. 独立行政法人・公益法人等(かつて内は法人数)

(単位・億円)

	剩余金	うち税金
農林水産(44)	10,417	7,863
経済産業(24)	3,581	1,267
環境(3)	1,420	764
国土交通(22)	1,125	791
文部科学(18)	1,063	907
内閣・文科(1)	169	43
内閣(3)	60	21
厚労・農水(1)	3	3
合計	17,838	11,659

(注) 剰余金に税金が含まれている法人を抽出。

平成21年3月26日 参議院財政金融委員会 太塚耕平提出資料
(開設室資料に基づき本人作成)

資料7

各自衛隊病院の状況

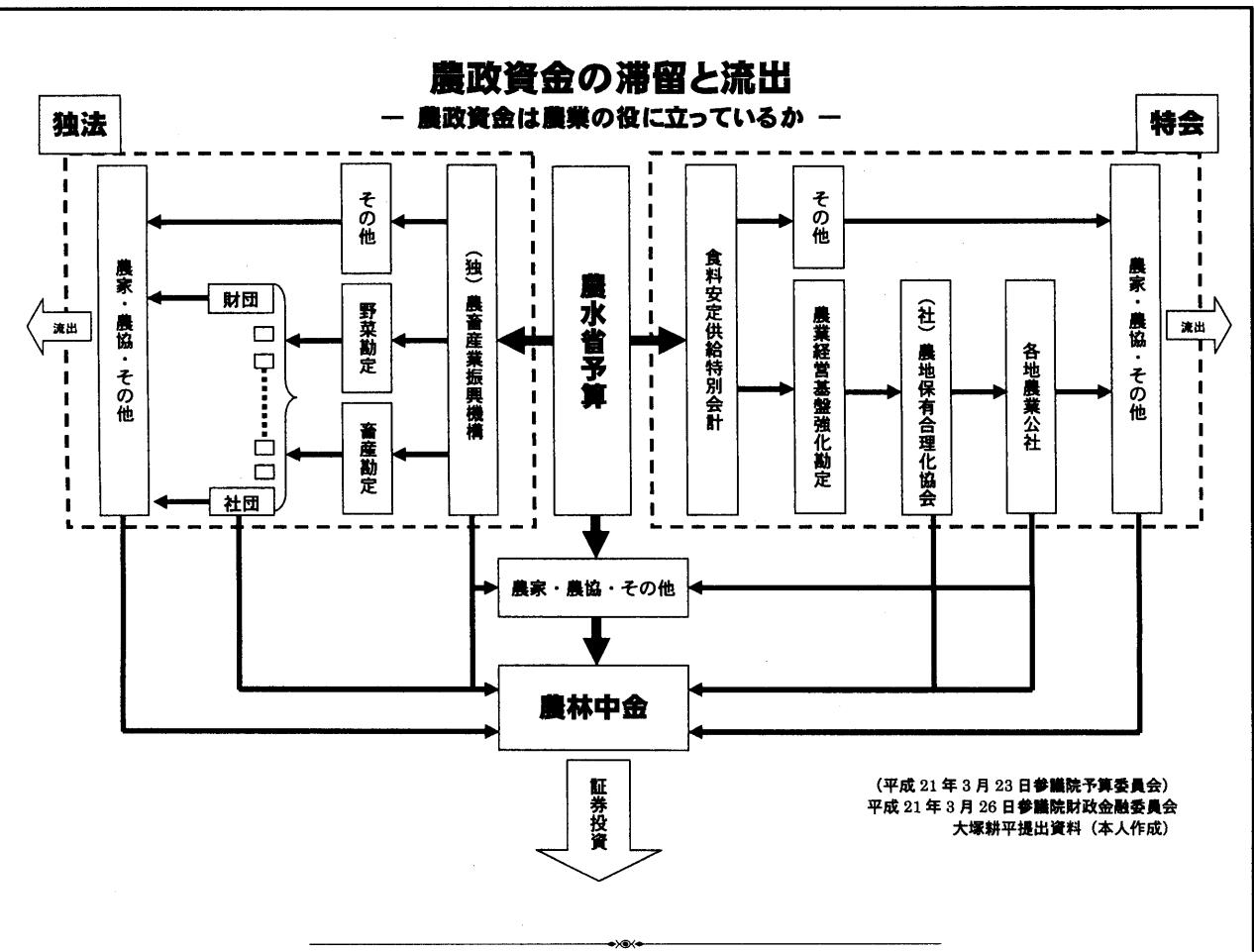
(平成19年度実績)

名称	病床数	職員数	収支に関する指標		病床利用率
			歳出	歳入	
自衛隊中央病院	500	約 700	286.9%	34.7%	
自衛隊横須賀病院	100	約 200	212.3%	40.8%	
自衛隊富士病院	50	約 100	320.5%	20.4%	
自衛隊札幌病院	300	約 400	312.0%	23.0%	
自衛隊福岡病院	200	約 300	414.4%	22.5%	
一般保健医療機関 計	1,150	約 1,600	294.2%	29.4%	
自衛隊大湊病院	30	約 100	378.9%	26.8%	
自衛隊三沢病院	50	約 100	194.1%	35.2%	
自衛隊仙台病院	150	約 200	371.5%	15.8%	
自衛隊岐阜病院	100	約 100	244.6%	29.2%	
自衛隊阪神病院	200	約 300	356.1%	26.8%	
自衛隊舞鶴病院	50	約 100	337.0%	14.0%	
自衛隊吳病院	50	約 100	236.6%	26.2%	
自衛隊熊本病院	100	約 200	456.3%	27.2%	
自衛隊別府病院	50	約 100	637.0%	20.8%	
自衛隊佐世保病院	50	約 100	296.9%	27.1%	
自衛隊那覇病院	50	約 100	193.8%	32.6%	
職域病院 計	880	約 1,600	322.3%	25.0%	
合 計	2,030	約 3,000	305.0%	27.5%	

(注) 収支については、今般初めて行った粗い試算に基づく。(例:自衛官に対する医療行為については、金銭等の授受が行われていないため、診療実績等に基づいて収入を試算する等で対応)

出典: 防衛省・財務省提出資料

平成21年3月26日 参議院財政金融委員会 民主党・新緑風会・国民新・日本 大久保勉



<p>（関税法の一部改正）</p> <p>第二条 関税法昭和二十九年法律第六十一号の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第六十七条の十二」を「第六十七条の十八」に改める。</p> <p>第七条の二第一項中「第六十七条の三第一項」を「第六十七条の三第一項第三号」に改める。</p> <p>第七条の五第一号中へをりとし、ホをチとし、ニをトとし、同号ハ中「若しくは口」を「からニまで」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ホの次に次のように加える。</p> <p>ヘ 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者であるとき。</p> <p>第七条の五第一号の次に次のように加える。</p> <p>ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に</p> <p>関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の二第七項（都道府県暴力追放運動推進センター）の規定を除く。以下同じ。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条（傷害）、第二百六条（現場助勢）、第二百八条（暴行）、第二百八条の三第一項（凶器準備集合及び結集）、第二百四十七条（脅迫）若しくは第二百四十七条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終た日から二年を経過していない者である</p> <p>五 申請者が暴力団員等である場合</p> <p>第四十八条第一項第二号中「第七号まで（保険置場の許可をしないことができる場合）」を</p>	<p>（関税定率法の一部改正）</p> <p>第一条 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第五〇〇五・〇〇号を次のように改める。</p> <p>一、関税定率法等の一部を改正する法律案</p> <p>関税定率法等の一部を改正する法律案</p> <p>—— 五〇〇五・〇〇 紬糸及び綿糸（小売用にしたもの）を除く。 —— 無税 ——</p>
--	---

「第十号まで(許可の要件)」に改める。

第五十一条第一号ハ中「第四号」を「第七号」に改める。

第六十二条の八第二項第五号中「第四号」を「第七号」に改め、「保税蔵置場」を削る。

第六十三条の四第一号ホを同号チとし、同号ニ中「ハまで」を「ホまで」に、「又は」を「又は」に改め、同号ニを同号ヘとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者であること。

第六十三条の四第一号ハの次に次のように加える。

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第二百四条(傷害)、第二百六条(現場助勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の三第一項(凶器準備集合及び結集)、第二百四十七条(脅迫)若しくは第二百四十七条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。

申告を「特定委託輸出申告」に、「第五項」を「第六項」に改め、「において同じ。」の下に「及び特定製造貨物輸出申告(前項の規定により特定製造貨物輸出者が行う前条第一項の規定を適用しない輸出申告をいう。以下この節において同じ。)」を加え、同条第五項中「及び特定委託輸出申告」を「特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

本 暴力団員等であること。

一 申請者が次のいずれにも該当しないことは、その認定をするものとする。

第六十七条の四第二号中「次号」の下に「並びに第六十七条の十三第一項及び第二項」を加える。

第六十七条の六第二項の表第四条第一項の項中「第六十七条の三第一項」を「第六十七条の三第一項第一号」に改める。

第六十七条の七中「同項」を「同項第一号」に改める。

第六十七条の八第一項中「第六十七条の三第一項」を「第六十七条の三第一項第一号」に改め、同項第二号中「(許可の承継についての規定の準用)」を削り、同条第二項中「第六十七条の三第一項」を「第六十七条の三第一項第一号」に改める。

第六十七条の九中「第六十七条の三第一項」を「第六章第一節中第六十七条の十二」の次に次の六条を加える。

(製造者の認定)
第六十七条の十三 貨物を製造する者は、申請により、自ら製造した貨物の輸出に関する業務が、自己、輸出者その他の者により適正かつ確実に行われるよう、当該業務の遂行を適正に管理することができるものと認められる旨の税関長の認定を受けることができる。

第六十七条の四第一号ハの次に次のように加える。

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第二百四条(傷害)、第二百六条(現場助勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の三第一項(凶器準備集合及び結集)、第二百四十七条(脅迫)若しくは第二百四十七条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。

2 前項の認定を受けようとする者以下この条において「申請者」という。は、当該申請者及び特定製造貨物輸出者(当該申請者が製造する貨物を輸出しようとする者であつて、当該貨物の輸出に関する業務を当該申請者の管理の下に行う者をいう。以下この節において同じ。)の住所又は居所及び氏名又は名称その他の必要な事項を記載した申請書を、当該申請者の住所又は居所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

3 税関長は、第一項の規定による認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律若しくは関税定率法その他関税に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終わる、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過していない者であること。

ロ 第七十一条第一項又は第二項(証明又は確認)に規定する他の法令の規定のうち、輸出に関する規定に違反して刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けた日から二年を経過していない者(イに規定する者を除く。)であること。

ハ イ及びロに規定する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けた日から二年を経過していない者であること。

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第二百四条(傷害)、第二百六条(現場助勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の三第一項(凶器準備集合及び結集)、第二百四十七条(脅迫)若しくは第二百四十七条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。

3 税関長は、第一項の規定による認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律若しくは関税定率法その他関

税に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終

わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過していない者であること。

ロ 第七十一条第一項又は第二項(証明又は確認)に規定する他の法令の規定のうち、輸出に関する規定に違反して刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けた日から二年を経過していない者(イに規定する者を除く。)であること。

ハ イ及びロに規定する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けた日から二年を経過していない者であること。

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第二百四条(傷害)、第二百六条(現場助勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の三第一項(凶器準備集合及び結集)、第二百四十七条(脅迫)若しくは第二百四十七条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。

3 税関長は、第一項の規定による認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律若しくは関税定率法その他関

税に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終

わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過していない者であること。

ロ 第七十一条第一項又は第二項(証明又は確認)に規定する他の法令の規定のうち、輸出に関する規定に違反して刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けた日から二年を経過していない者(イに規定する者を除く。)であること。

ハ イ及びロに規定する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けた日から二年を経過していない者であること。

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第二百四条(傷害)、第二百六条(現場助勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の三第一項(凶器準備集合及び結集)、第二百四十七条(脅迫)若しくは第二百四十七条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。

3 税関長は、第一項の規定による認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

成二十二年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項、第七条の四第一項、第七

条の五第一項並びに第七条の六第一項、第二項

及び第七項中「平成二十年度」を「平成二十一年

度」に改める。

別表第一第五〇・〇五項を削る。

別表第一の三、別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「平成二十一年三月三一日」を「平成二十三年三月三一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税法第六十九条の十一の改正規

定 平成二十一年六月一日

二 第二条の規定(関税法第六十九条の十一の改

正規定を除く)及び附則第五条の規定 平

成二十一年七月一日

(関税法の一部改正に伴う準備行為)

第二条 第二条の規定による改正後の関税法(以下「新関税法」という。)第六十七条の十三第一項の認定を受けようとする者は、前条第二号に定める日前においても、新関税法第六十七条の十三第二項及び第四項の規定の例により、その申請を行うことができる。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(通関業法の一部改正)

第五条 通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号イの(1)の五中「第六十七条の三

第一項」を「第六十七条の三第一項第一号」に改める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新関税法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新関税法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成二十一年四月六日印刷

平成二十一年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K